

# 明治維新と 加子母の森林

太田尚宏・芳賀和樹





林政史ブックレット ― 尾張藩の林政と森林文化

8

# 明治維新と加子母の森林

太田尚宏・芳賀和樹

公益財団法人 徳川黎明会  
徳川林政史研究所



## はしがき

我が国は、国土の約三分の二が森林で占められている森林国である。これら森林は、木材をはじめとする林産物を供給するばかりではなく、水資源を蓄えたり土砂災害を防止したりする役割を担っている。さらに、近年は森林をレクリエーションの場として利用したり、森林の恵みを再認識する機会を設けたりするなど、我が国固有の「木」の文化を継承しながら、森林の新たな活用方法を見出そうとする試みもみられている。

このような森林の役割や文化の継承を考えると、森林と人びとが歩んできた歴史や、そのなかで人びとが営んできた暮らしの様相を明らかにすることは、私たちにとって重要な議論の素材を提供してくれるだろう。当研究所では、これら森林と人びとの歴史を明らかにすることを目的の一つとして、これまで全国各地の行政機関や史料保存機関、さらには山間地域の旧家に所蔵されている史料の整理・保存活動や、写真撮影による史料の収集を実施してきた。本シリーズではその成果として、平成三〇年（二〇一八）度より実施している岐阜県中津川市加子母の内木哲朗氏所蔵文書の調査から明らかとなった江戸時代の森林管理のあり方や、地域に暮らす人びとの生活の様相について紹介していきたい。

内木家は江戸時代に尾張藩の「御山守」を代々務めてきた家で、日記をはじめとする三万点におよぶ史料が、今なお同家には残されている。シリーズ八冊目となる本冊では、『明治維新と加子母の森林』と題して、明治維新後の森林をめぐる濃州三ヶ村の動向と御山守内木家の変化について紹介する。江戸幕府の支配体制が崩壊

し、明治という新しい時代に入ると、村々は新たな体制への変化に迫られた。このようななか、加子母村をはじめとする村々は、どのようにして近代の森林管理秩序を形成するようになるのか、そしてかつて御山守だった内木家はそのなかでどのような役割を担っていくのか。これらの点について、内木家所蔵の古文書のみならず、加子母総合事務所所蔵の公文書などからも明らかにしていきたい。

なお本シリーズの執筆は、当研究所の若手研究者や特任研究員をはじめ、これまで史料調査や教育普及活動にご協力いただいた研究者が中心となっている。末筆ながら執筆者各位とともに、調査等でいつも格別なご配慮を賜っている史料所蔵者の内木哲朗氏に感謝申し上げます。

令和六年三月

徳川林政史研究所

目次

プロローグ―廃藩置県と森林の所属…………… 1

1 三浦山をめぐる明治維新…………… 芳賀和樹

(1) 三浦山官林の管理…………… 9

(2) 筑摩県と岐阜県の県境争い…………… 13

(3) 内務省による調査と県境の確定…………… 17

2 森林の官民有区分と歎願運動・村方騒動…………… 太田尚宏

(1) 濃州三ヶ村の官民有区分…………… 25

(2) 嘆願運動と「山林保護規則」・同「増補」の成立…………… 36

(3) 村方騒動の勃発…………… 43

### 3 近代の森林管理秩序の形成

芳賀和樹

- (1) 御山守の功績の評価……………57
- (2) 「六木」取り締まりの強化……………61
- (3) 御料林の下げ戻し運動……………68
- (4) 村有林の活用と保続・育成の推進……………75

エピソード―混乱から新たな秩序へ……………85

参考文献……………90

表紙 「木曾山并ニケ村山之図」

(徳川林政史研究所蔵)

## プロローグ―廃藩置県と森林の所属

藩から県へ

明治維新にもなつて、旧来の幕藩体制下での御料(幕領)・私領(大名領・旗本領)・寺社領を中心とした所領支配の仕組みは、大きく改変されることになりました。

新政府は、戊辰戦争の過程で次々と幕府直轄地の接収を進め、平定した旧幕領を治めるために、大坂・兵庫・京都・大津・長崎・横浜・佐渡・笠松・三河など全国に一二の市政裁判所を設け、従来の遠国奉行所や代官所の機能を引き継いで、当座の行政の空白を埋めることにしました。

そして、慶応四年(一八六八・明治元年)閏四月二日に発布された政体書に基づいて府藩県三治制が施行されると、これらの市政裁判所は廃止され、新たに設置された府や県(いわゆる直轄県)に行政機能が移されます。旧旗本領や寺社領などは、こうした府・県に順次編入されていきましたが、大名領に関しては旧来の藩組織が温存され、藩主(大名)は政府から統治を命ぜられた知藩事(藩知事ともいいます)として位置づけられたものの、主従制に基づく藩士たちへの影響力や領地・領民への支配力などは依然として残されていました。

そこで、翌明治二年（一八六九）正月、薩摩・長州など四藩が、領地（版図）と領民（戸籍）を天皇へ返上する版籍奉還を建白しました。その後は他藩もこれにならない、藩は天皇を頂点とする新政府の行政機関の一つとして位置づけられることになりました。

政府の藩統制はその後も続き、同四年七月には廃藩置県を断行して、旧大名であった知藩事を失職させて東京移住を命じ、新たに置かれた県には旧藩とは無関係の中央政府の役人である県令を派遣して統治させる仕組みを整えました。

廃藩置県の当初は、藩をそのまま県に置き換えたため、その数は三府三〇二県に及び、また飛地も非常に多く存在しました。そこで政府は、各府県を一円的な領域に改めるため、同年一〇月から一二月にかけて三府七二県にまで県の統廃合を進め、さらにその後も数度にわたって統合を続けました。そして、明治九年には、四月と八月に大規模な県の合併をおこない、その数は三府三五県となりましたが、今度は逆に県域が大きくなり過ぎたなどの理由で県の分割が実施され、明治二二年に三府四三県（北海道を除く）となって一応の収束をみます。

この間に、諸藩の直轄林にも大きな変化がありました。明治二年の版籍奉還にもなつて、同年七月、政府は各藩の直轄林を「官林」へ編入する旨を通達し、これらを政府のもとに帰属するものと位置づけました。また、寺社領の一部に組み込まれていた森林も、明治四年に政府への上地を命じられ、官林としました。ただし、

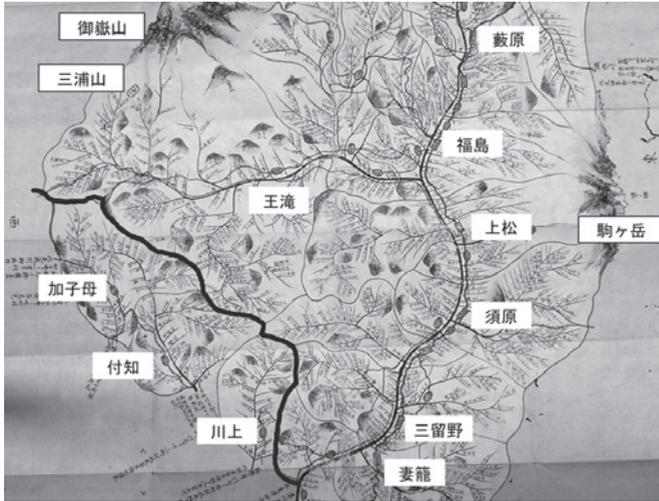


図1 旧尾張藩が支配していた木曾地域〔本木曾と裏木曾〕  
(徳川林政史研究所収集絵図36を加工引用)

このときには官林を直接管理する役所などは置かれず、府県に管理を委ねる形式をとりました。

### 県域の変更と三浦山の帰属

このように、行政区画がめまぐるしく変わり、森林の位置づけも変化していくなかで、尾張藩藩領「濃州三ヶ村」の直轄林を管理していた御山守の内木家の立場や、管轄していた森林の帰属にも、二つの大きな変化がみられました。

その第一は、県域の変更にもなう三浦山の管理権限の問題です。信濃国に属する「本木曾」と美濃国の「裏木曾」(濃州三ヶ村)は、元和元年(一六一五)に徳川家康が九男の徳川義直に譲り渡して以来、一貫して尾張藩領でした。

〔図1〕に示した太線(国境)をまたいだ両側が所領だったのです。三浦山は信濃国に所属していましたが、峻険な地形で道筋が整備されていなかったため、信州側からは入山できず、濃州側にある加子母村の小郷からの道筋を利用して入山していました。加子母村の内木家が「三浦・三ヶ村

廃藩置県以前



明治4年11月



明治9年8月



図2 県域の変更と三浦山

「御山守」に任ぜられたのも、尾張藩がこのような入山の利便性という点を考慮したためであることは間違いないでしょう。加子母村も尾張藩領だったので、三浦山と加子母村の所属する国が違って、何の支障もありませんでした。しかし、廃藩置県によって名古屋藩（版籍奉還以降の尾張藩の名称）が解体され、新しい県が生まれると、三浦山と加子母村はそれぞれ別の県に所属することになります。この点を「図2」を参考にみてみましょう。

三浦山は、明治四年十一月に新しくできた「筑摩県」に編入されました。筑摩県は、信濃国内の旧幕領・旧旗本領などからなる伊那県、旧大名領であった松本・飯田・高遠・高島の各県、それに名古屋県のうちの木曾地方、さらには旧飛騨幕幕領の

高山県をも含めて構成された県です。

一方、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村は、旧美濃国内の直轄県であった笠松県と廃藩置県でできた今尾・岩村・大垣・加納・郡上・高富・苗木・野村の各県が合併した「岐阜県」に所属することになりました。

南信地方と飛驒国を組み合わせた筑摩県、ほぼ美濃一国からなる岐阜県という県域編成は、全国それぞれの県の石高をできるだけ均等にするという目的からとられた措置だったといわれています。『岐阜県史』通史編(近代上)の記述によれば、明治四年一月の府県統廃合に際しては、なるべく同等の行政区画を生み出す配慮がみられたといい、いくつかの例外はありますが、平均して一県あたり四四万石程度の規模で県域を構成することをめざしたとあります。

このときの岐阜県(美濃国)の石高は七三万石で、平均の四四万石を大きく上回っていました。一方の信濃国では、北信地方の長野県が四五万石でした。筑摩県は南信地方と飛驒国を合わせて三八万石だったので、生活や生産の実態を無視すれば、この二つを空間的に一つにまとめてしまうことは、石高の均等化のうえで好都合だったのでしょう。

しかしその後、政府はさらに府県を統合して、より大きな範囲の県を設定し、明治九年八月に筑摩県のうち南信地方を長野県に、飛驒国を岐阜県に編入しました。

これにより筑摩県は、五年にも満たない期間で消滅してしまいました。

以上のような県域の変更によって、従来は旧尾張藩領として一体で運用されていた三浦山と濃州三ヶ村の森林管理は分断され、それぞれの県によって当面の管理がおこなわれるようになっていきます。

### 御山守の解任

この時期の森林をめぐる大きな変化の第二は、三浦山と濃州三ヶ村の森林管理の実務を担ってきた「三浦・三ヶ村御山守」内木善衛ないきぜんゑいが解任されたことです。

内木家文書には、申年まゐとし(明治五年)十一月付で内木善衛が岐阜県御役所あてに送った願書の写が残されています。<sup>(1)</sup> この文面を要約すると、以下ようになります。

私の先祖の彦七は、草木を切り広げて加子母村と名付け、享保年間まで庄屋を務めてきました。その頃には<sup>(2)</sup> 尽山つぎやまになっていたので、板子年貢いたじを米納に切り替え、ヒノキなどの五木ごぼくの伐採を禁止することなどを出願し、認められてきました。私の六代前の彦七は御山守を仰せ付けられ、五人扶持を得て、私の代まで樹木の生長を見守り、取り締まりを続けてきました。

この三月までは扶持ふちを頂戴してきましたが、その後はなんらの下知げちもなく、時節柄、御山守の職が廃止になったのだらうと思つて閑居かんきよしています。御山守の

(1)

内木家文書 B八三一五―  
一〇。

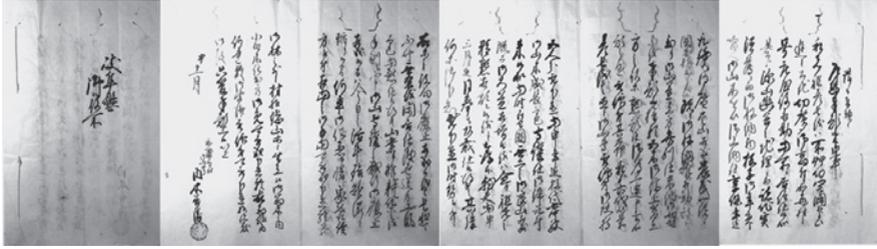


図3 御山守廃止二付願書(内木哲朗家所蔵)

職が廃止になれば、生活ができず難渋しますので、家名を相続するために手当をいただくか、御留木おとめぎの一部を払い下げてもらって白木稼しらきかせぎができればと考えています。右のどちらかの措置をとっていただきますよう、ひたすらお願い申し上げます。

これを見ると、岐阜県から内木善衛への扶持方の支給は明治五年三月までで打ち切れ、その後は表立おもてだつての解任通知もなく、なしくず的に解職されたことが読み取れます。この明治五年三月は、成立したばかりの岐阜県が旧名古屋県と官林の管理方法について引き継ぎを始めた時期にあたり、それにあわせて御山守という職も消滅したのでしょう。

### 新たな森林管理方式の模索

これらのことにより、三浦山の森林管理は筑摩県が、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村の森林管理は岐阜県の管轄へと移行し、それぞれの県の主導によって新たな方式を模索することになります。しかし、従来の独特ともいえる尾張藩の森林管理のあり方を改変していくのは容易なことではなく、しばらくの間はトライ＆エラーが繰り返され、これにより村方では大きな混乱が引き起こされます。

本書では、明治初期から中期にかけてこうした地域の混乱の様子を解き明かすと

ともに、近代の森林管理の秩序が形成されていく過程を描いていきたいと考えます。

(太田尚宏)

(2) 県域の変更と三浦山の帰属問題については、太田尚宏「森林をめぐる明治維新―御林から官林へ」(徳川林政史研究所編『江戸時代の古文書を読む 徳川の明治維新』東京堂出版、二〇一一年)を参考にした。

(3)

財政事務を担当した中央官庁。当時の職制では、長官を大蔵卿、次官を大蔵大輔といった。明治四年七月からは、民部省に代わり、大蔵省が官林を所管。

(4)

元禄一三年(明治一〇年「木曾三浦山関係綴」(明一〇/C/一九、長野県立歴史館所蔵)。これは三浦山の帰属問題に関する史料の写しなどを綴じ合わせたもの。おもに筑摩県・長野県の罫紙を使用。

(5)

当時、大蔵省が所管していた官庁のひとつ。諸官庁や橋梁の建造といった土木行政を担当。

## 1 三浦山をめぐる明治維新

### (1) 三浦山官林の管理

#### 官林となった三浦山

プロローグで述べたように、明治初期には行政区画に変更があり、森林の位置づけも変化しました。実はその裏では、官林かんりんとなった三浦山みうりやまの帰属をめぐる筑摩県と岐阜県が対立し、地元の村々を巻き込むかたちで、論戦ろんせんを繰り広げていました。

ここでは、明治六年にはじまり同一年まで続いた三浦山の帰属問題を、政府、県、地元の村々の動向に光を当てて、詳しくみていきましょう。<sup>(2)</sup>

明治六年(一八七三)五月六日、大蔵省おおくらしやうは大蔵大輔井上馨いのかほるの名で、岐阜県に対し、「其県管下美濃国村々官林、別紙之箇所、土木寮御用材ニ備置候条、此旨相達候事」という通達つうたつを出しました。<sup>(4)</sup>この通達自体は、岐阜県下の美濃国村々みののくににある官林を土木寮の用途(5)にあてて備え置くので承知せよ、という簡潔なものでしたが、帰属問題を引き起こす要因となったのが、これに附属した「別紙」です。「別紙」には、該当する官林のひとつとして、三浦山が書き上げられていました。本来、



図4 三浦山周辺概念図

(太田宏安「森林をめぐる明治維新一御林から官林へ」〈徳川林政史研究所編『江戸時代の古文書を読む 徳川の明治維新』東京堂出版、2011年〉、143頁より転載)

破線は髭指峠から滝越村へと通じる山道を示す。

信濃国王滝村の枝郷 滝越村に所属するはずの三浦山が、美濃国の加子母村・付知村・川上村に所属するものとして記載されていたのです。

これを受けた岐阜県は、同年一〇月一日までに、「加子母村外二ヶ村へ取締方一層嚴重申渡候」とあるように、加子母村・付知村・川上村へ、三浦山の取り締まりを一層嚴重にするよう命じました。⑦当時、官林の管

理は府県に委ねられていましたが、実際の取り締まりは、所属する村々に任されていたことがががえまます。

### 加子母村による入山差し止め

岐阜県の命令を根拠にして、明治六年(一八七三)一〇月一日、美濃国加子母村の戸長は、飛騨国益田郡の御展野村から小坂村までの村々の戸長・副戸長に宛てて、一通の廻章を書き送りました。⑧廻章とは、受け取った人が次の人へと順番に回していくことにより、複数の宛先へ同じ用件を伝えるようにした書状のことです。

⑥新田開発などによって、元の村から新しい村が分かれた場合に、元の村を本郷(元郷)、新しい村を枝郷と呼んだ。

⑦前掲「木曾三浦山関係図」。

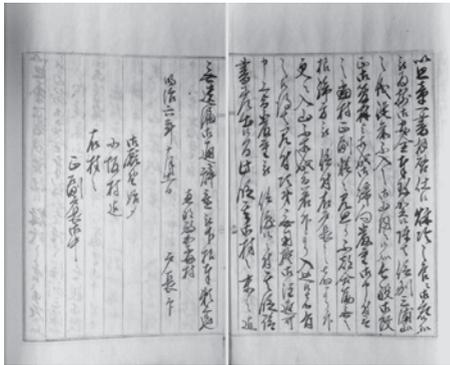


図5 加子母村戸長の廻章  
 (「三浦山記録」、徳川林政史研究所所蔵)

そもそも三浦山は、信濃国・飛騨国・美濃国の境界付近にあって、古くから国境の争いの現場となっていました。江戸時代前期には、幕府によって信濃国に帰属するとの見解が示されましたが、その後も飛騨国の御厩野村や小坂村の人びとが無断で入り込み、立木を盗み伐りする事件が相次ぎました。享保一五年(一七三〇)五月、尾張藩が加子母村に住む内木彦七を御山守に任命した最大の理由は、その取り締まりに当たらせるためでした<sup>(10)</sup>。なお同月には、「無用之輩」が山内に立ち入ることを禁止する制札が、国境である鬮摺峠の三浦山入口に建て

(8) 戸長・副戸長は、当初、明治四年の戸籍法により、戸籍事務を担当する役職として設置されたが、翌五年からは、従来の庄屋・名主などを戸長・副戸長と改称した。庄屋・名主は村役人の名称で、村落運営の中心にあった有力な村人。

現代の回覧板をイメージすると、わかりやすいかもしれません。

この加子母村戸長の廻章を要約すると、次のようになります。

「信州三浦山」については、従来から「不入之御山内」でしたが、このたびの改正により官林に組み込まれましたので、嚴重に取り締まるよう岐阜県から命令がありました。これを受けて当村は、①加子母村の戸長・副戸長が山内を丁寧に見回り、ほかの者が三浦山へ入り込まないよう監督すること、②もし違反者がいれば、容赦なく役所へ報告すること、の二点を約束した請書を県へ提出しました。つきましては、右の点をそれぞれの村民へ伝えて、違反のないよう周知していただきたく、書面をもって依頼いたします。

(9)

正保三年（明治十一年）「三浦山記録」(徳川林政史研究所収集史料二四、徳川林政史研究所所蔵)。これは王滝村戸長の松原彦右衛門が、三浦山に関する重要文書・絵図を書き写し、一冊にまとめたもの。

(10)

芳賀和樹『御山守の仕事と森林コントロール』(徳川林政史研究所、二〇二〇年)、一二～二三頁を参照。

(11)

前掲「三浦山記録」。

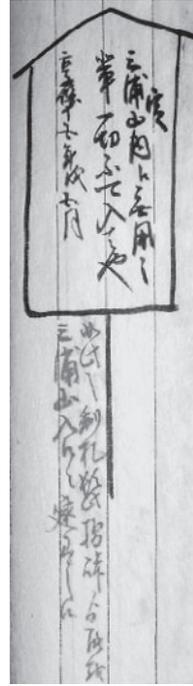


図6 三浦山入口の制札の模写図  
(「三浦山記録」、徳川林政史研究所所蔵)

よる盗み伐りを取り締まろうとして、御厩野村から小坂村までの村々に対し、入山禁止を通知したのです。

### 御厩野村の反発

明治七年(一八七四)二月一二日、筑摩県に属する飛驒国御厩野村の副戸長日下部利兵衛は、筑摩県権令の永山盛輝に宛てて願書を提出しました<sup>(13)</sup>。この願書の内容を要約すると、次のようになります。

「信濃国」の三浦山には、当村から髭摺峠を越えて滝越村へと通じる道があります。この道は、木曾福島で産物を仕入れ、自村へと運搬する際などに通行してきました。また三浦山の山内では、漁撈や狩猟もおこなってきました。とこ

られました<sup>(11)</sup>。加子母村戸長が、廻章において三浦山を「不入之御山内」と表現したのは、右のような経緯に基づきます。

つまり加子母村の戸長・副戸長は、前年(明治五年)の御山守解任を受けて、三浦山の森林管理という役割を引き継ぎ、旧尾張藩時代と同じように飛驒国の者に

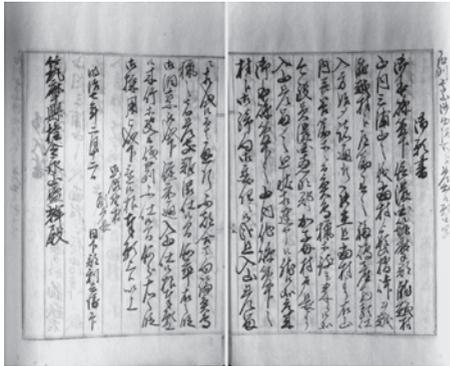


図7 御厩野村の願書  
 (「三浦山記録」、徳川林政史研究所所蔵)

筑摩県による調査

御厩野村副戸長の願書は、まず筑摩県の出先機関で飛驒国高山に置

(2) 筑摩県と岐阜県の県境争い

した。このため同村は、信濃国の三浦山と飛驒国の御厩野村が、国は異なっても同じ筑摩県に属することを強調し、他県に属する加子母村の者が、旧尾張藩時代と同じように三浦山を管理し、さらには実態にそぐわない「入山差留メ」を徹底しようとする動きを不当なものとして否定しようとしたのです。

(12)  
 明治初期の地方官制における官名のひとつ。県に置かれた地方長官。地方長官に次いだのが参事・権参事。

(13)  
 前掲「三浦山記録」。

ろが今回、加子母村戸長から「入山差留メ」を伝える廻章が届き、困惑していただきます。筑摩県管下にある三浦山の取り締まりを、本当に他県である岐阜県管下の加子母村に任せるといふのでしうか。山内の立木や竹などは決して伐り取りませんので、どうか「従前通入山」を許可していただきたく、お取り計らいをお願いします。

これを見ると、従来、三浦山は入山禁止とされながらも、実際には御厩野村の者が通行や漁撈・狩猟に利用してきたことが読み取れます。したがって同村にとって「入山差留メ」を受け入れることは、暮らしの基盤を失うことにほかなりません。

(14) 史料には「十一月」とあるが、前後の事実関係を考慮に入れると、書き写された際の誤記と考えられる。

(15) 前掲「三浦山記録」。

かれた高山出張所へ提出されたとみられます。願書を受け取った高山出張所は、事実関係を確認したうえで、明治七年（一八七四）二月一三日、信濃国松本にある筑摩県の本庁に宛てて書状を書き送りました。<sup>(15)</sup> この書状には、願書の内容とともに、次のような高山出張所の見解が示されていました。

① 加子母村戸長の廻章にも「信州三浦山」と記載されているように、三浦山は本県の信濃国王滝村に属すること

② 御厩野村から髭摺峠を越えて滝越村へと通じる道は、飛騨国益田地方の産物、信濃国木曾地方の産物が行き交う通行路であるため、むしろ必要な箇所は切り拓き、利便性を向上させるべきであること

③ したがって、益田郡の村々へ入山禁止を求める加子母村戸長の廻章は、本県にとつて極めて不都合であること

報告を受けた本庁は、三浦山が筑摩県に属するのであれば岐阜県がそれを取り締まるいわれはないはずとの見解を示し、同二五日、筑摩県の出先機関で信濃国木曾福島に置かれた福島取締所へ、さらに詳しい調査を命じました。<sup>(16)</sup>

こうして本庁の指示を受けた福島取締所は、王滝村へ三浦山の所屬を問い合わせるとともに、その証拠書類を提出するよう求めました。これに対し、四月一九日、同村戸長の松原彦右衛門は、元禄一三年（一七〇〇）の国境改めに際して作成された

(16) 前掲「三浦山記録」。

(17)  
前掲「三浦山記録」。

証文・絵図の控えを書き写して提出し、三浦山が当村に属するのは明白であると回答しました。このとき提出されたとみられる証文のひとつには、「髭摺峠ト申所、往古今国境ニ紛無御座候」との記述があり、これが国境に接する三浦山の帰属の根拠となったようです。<sup>(17)</sup>

### 筑摩県と岐阜県の論戦

右のような調査により、筑摩県は、三浦山が信濃国のうちにあり、自県に所属するとの認識を深めたと考えられます。明治七年（一八七四）六月一七日、永山権令は岐阜県へ書状を送り、加子母村戸長の廻章を引き合いに出して、「当管轄山林取締筋」を岐阜県下の者が担当することの妥当性を尋ねました。<sup>(18)</sup>

(18)  
前掲「木曾三浦山関係綴」。

これを受けた岐阜県は、まず加子母村へ、廻章において「信州三浦山」と記載した理由を問いました。これに対し、加子母村戸長の新田八郎は、同三〇日、岐阜県参事の小崎利準に書状を差し出し、「濃州三浦山ト可認処、登(膽)写之節、誤而信州三浦山ト相認及廻達」と弁解し、その過失をわびています。新田は単に誤記として詳しい説明を避けていますが、県の意に反して「信州三浦山」と記載してしまった点には、同村の率直な認識が表れているとみることができるとはいえないでしょうか。

(20) 前掲「木曾三浦山関係綴」。

新田の回答を踏まえた岐卓県権参事の斯波省造は、七月二日、小崎参事の代理として筑摩県の永山権令へ書状を送り、次のように主張を展開しました。<sup>20)</sup>

①「三浦山之儀ハ、従前、旧名古屋県当国太田出張所ニ於て所管致来り候場所ニ而、已ニ先般右県分土地交付之砌、官林帳簿等引継相成候」とあるように、三浦山は旧名古屋県時代から美濃国太田出張所が所管しており、同県から関連する官林の帳簿も引き継いでいる

②明治六年五月には、大蔵省からも、三浦山を岐卓県下の官林として「土木寮御用材ニ被備置候旨之御達」があった

③加子母村戸長の廻章に「信州三浦山」とあるのは、「全ク誤写」であつた

④したがって三浦山は美濃国のうちであり、岐卓県の所管であるから、筑摩県の指摘は不当である

(21) 前掲「三浦山記録」。

この回答に納得できなかった筑摩県は、明治七年七月一四日、福島取締所を通じて、王滝村へ三浦山に関する一切の文書・絵図などを提出するよう命じました。<sup>21)</sup> そのうえで九月三〇日には、再び岐卓県へ書状を送り、そもそも美濃国加子母村の者を三浦山の御山守に任命したのは通行の利便性を考慮した「一時権宜之取計」であつて、「旧名古屋県福寫(島)出張所分引送り之帳簿、其他旧記・古図」からは、三浦山が信濃国筑摩郡に所属することは「灼然著明」であり、反対に「濃州ニ属

(22) 前掲「木曾三浦山関係綴」。

(23)

尾張藩士の樋口好古が執筆した地誌。樋口は尾張藩領を巡回し、寛政四年から文政五年にかけて「郡村徇行記」全三十九巻をまとめた。このなかの美濃国の部分を「濃州徇行記」といい、これを改訂したものが「濃陽徇行記」。平塚正雄「緒言」(『濃州徇行記』大衆書房、一九七〇年復刻(初版は一九三七年))、二頁を参照。

(24)

前掲「木曾三浦山関係綴」。

(25)

内政を担当した中央官庁。当時の職制では長官を内務卿といった。明治七年一月からは、大蔵省に代わり、内務省が官林を所管。

候そうろう 古記こきノ確証かくしやう」はないと猛然もうぜんと反論はんろんしました。<sup>(22)</sup>

これに対して岐阜県の小崎参事は、一月一七日、筑摩県の永山権令に書状を送り、そちらに「何様なによう之確証かくしやう」があるのかわからないが、と前置まえきしたうえで、旧名古屋県から引き継いだ「濃陽徇行記」<sup>(23)</sup>を根拠として引用しました。同書には、三浦山が加子母村・付知村・川上村に属するものと記されていることから、「旧来濃州ちほうのやま地方之山タルハ相違そういモ無これなく之」と返答し、三浦山が美濃国に所属することは明白であると主張ちやうしました。<sup>(24)</sup>

### (3) 内務省による調査と県境の確定

#### 内務省への報告

筑摩県と岐阜県の主張は真つ向から対立し、もはや両県の間では、問題を解決できる状況ではなくなりました。

そこで筑摩県の永山権令は、明治八年(二八七五)一月一日、内務省へ「信濃国しなのくに筑摩郡木曾谷三浦山官林所属之儀ちくまぐんきそだにみうれやまかんりんしょじゆのぎニ付伺つきかがい」と題する伺書うかがいしょを提出し、加子母村戸長の廻章ちくまぐんや岐阜県から受け取った書状などを添えて、これまでの経緯を報告しました。そのうえで「政府之山林、何レノ所属ニ相成候せいふのさんりん いず 共可然義あひなりそうとうともしかんぎニ候そうどう」と述べつつも、「三浦山ノ義ハ信尾濃三國ニ連接スル境界之山脉(脈)」であるとして、収集した「旧

(26)

具体的には次の三点。「三浦山争論済口証文、但絵図面添」一卷、「惣山年々木種差引留」一冊、「信濃・美濃两国国境取調書、但絵図面添」一綴。

(27)

前掲「木曾三浦山関係綴」。

(28)

史料には「信尾濃」とあるが、正しくは「信飛濃」と考えられる。三浦山は信濃国・飛騨国・美濃国に隣接。

(29)

前掲「木曾三浦山関係綴」。

記・古絵図面等」を併せて提出し、三浦山の帰属について審議を願いました。

筑摩県の主張は、官林は政府の財産であり、どちらの所属になっても異論はないが、三浦山は信濃国・飛騨国・美濃国の境界に位置する重要な場所なので帰属を明白にすべきである、というものでした。筑摩県は、三浦山の帰属問題を自県の問題としてではなく、あくまで国境の問題であるとして、その重要性を訴えようとしたものと考えられます。

これに対し内務省は、同年二月二五日、内務卿大久保利通の名で「書面三浦山官林所屬之儀ハ、追テ当省官員出張実地検査之上、確定可致候条、其旨可相心得」と通達し、三浦山の所屬は追つて官員の出張調査により確定すると回答しました。併せて「看護之儀ハ、先以従前之通、岐阜県ニ於テ可取扱旨、同県へ相達置候間、尚其県ニ於テモ注意、不都合之儀無之様可取計事」と述べ、山内の取り締まりは引き続き岐阜県に委ねるが、筑摩県においても不届きなことがないよう注意して対応せよ、と命じました。なおこの間、内務省で火災があり、「別冊旧記書類ハ先般当省出火之節焼失候」とあるように、筑摩県が証拠として提出した旧記などは焼失してしまいました。

(30) 当時、内務省が所管していた官庁のひとつ。地籍や山林行政などを管轄。

(31) 前掲「木曾三浦山関係綴」。

(32) 前掲「三浦山記録」。

(33) 前掲「三浦山記録」。

### 地理寮による出張調査

明治九年（一八七六）三月一日、内務省は内務卿大久保利通の名で、筑摩県に対し、「信濃・美濃両国界調査」のため、地理寮の官員を派遣する旨を通告しました。<sup>(31)</sup>

通告を受けた筑摩県は、四月七日、地理寮官員による三浦山の实地調査に備えて、王滝村へ、宿泊できそうな最寄りの人家と、そこまでの距離を取り調べ、報告するよう求めました。<sup>(32)</sup> これに対し、王滝村副戸長の杉本忠左衛門は、同一二日、そもそも当村から三浦山へ入っていくのは難しいと回答しました。「猟業之者」が入口に辿り着くだけでも、右へ左へと歩き続け、王滝川を「数ヶ所」渡る必要があり、「酒水」（湯水）のときでなければ通行は困難であると説明しています。そのうえで宿泊場所については、御山守が利用していた柵小屋を候補としてあげました。<sup>(33)</sup> こうした情報収集に基づき、筑摩県と岐阜県の間では、实地調査の段取りなどについて、すり合わせがおこなわれたものと考えられます。

翌五月には、加子母村において、地理寮、筑摩県、岐阜県の各官員が対面しました。同村滞在中の宿泊場所を選ばれたのは、小郷の額結（額）源左衛門宅でした。調査にあたっては、地元村への聞き取りや、証拠書類の確認もおこなわれたようです。同一四日、筑摩県官員の高貫惟允は、王滝村の戸長・副戸長に宛てて、「国境之義

(34) 前掲「三浦山記録」。

(35) 前掲「木曾三浦山関係綴」。

(36) 田原昇・芳賀和樹「尾張藩  
林政のなかの御山守」(徳川  
林政史研究所、二〇二一  
年、四九―五一頁を参照)。

(37) 前掲「木曾三浦山関係綴」。

(38) 前掲「三浦山記録」。

二付、夫々相尋度義有之候」として、「右心得居候者」に証拠となる「図面・書類等」を至急持参させるよう命じています<sup>(34)</sup>。

山内での実地調査では、先導役として、旧藩時代に雪中見廻りを担当していた者四人が雇用されました。彼らについては、「四名ノ外、山脉(脈)水源ノ明詳ヲ知ルモノ尠シ」との評価が与えられています<sup>(35)</sup>。雪中見廻りとは、冬季、御山守の代理が雪の中を登山し、国境などに異変がないかを確認する作業です。この雪中見廻りで御山守の代理を勤めたのは、小郷の村人たちでした<sup>(36)</sup>。

派遣された地理寮の官員は三人で、うち二人は測量技術者でした。この実地調査では、同五月から翌一〇年二月にかけて測量が進められ、三浦山の図面が作成されました。測量には、「洋製ノ器械」が使用されました。これらの記録は、「木曾三浦山測量誌」としてまとめられています<sup>(37)</sup>。

### 県境の確定と官林の直轄化

明治九年(一八七六)八月一七日には、測量調査の完了を待たずして、信濃国と美濃国の国境が確定しました。地理寮、筑摩県、岐阜県の官員に加えて、信濃国王滝村副戸長の杉本忠左衛門、美濃国加子母村副戸長の伊藤与惣右衛門が同道し、髭摺峠に次のような記載のある二本の杭が建てられました<sup>(38)</sup>。

(39)  
前掲太田論文、一四九頁。

髭摺峠 美濃 国境 筑摩県  
信濃

髭摺峠 或ハ三国峠 筑摩県  
トモ云

このように信濃国と美濃国の国境、筑摩県と岐阜県の県境をめぐる問題は、王滝村の主張やその証拠書類に基づき筑摩県の見解が認められるかたちで決着し、三浦山は信濃国に帰属することが確定しました。

両県間に生じた国境・県境をめぐる争いは、そもそも筑摩県が御厩野村の願書を受け取ったことに始まります。この願書は、信濃国の三浦山と飛驒国の御厩野村が、国は異なっても同じ筑摩県に属することを強調し、他県に属する加子母村の者が、旧尾張藩時代と同じように三浦山を取り締まることを不当とするものでした。今回、三浦山の筑摩県所属が確定したことで、御厩野村は、二年半振りに、ようやく話を本題へと進められるようになったといえるでしょう。

ところが、わずか三日後の八月二一日には筑摩県が廃止され、南信地方は長野県へ、飛驒地方は岐阜県へと編入されることになりました。<sup>(39)</sup>皮肉にも、同日より、加子母村と同じ岐阜県に所属することになってしまった御厩野村は、先の主張の根拠

(40) 前掲「木曾三浦山関係綴」。

(41) 前掲「三浦山記録」。

(42) 萩野敏雄「官林・官有林野の研究—その国有林前史と三〇年—」(日本林業調査会、二〇〇八年)、三四—三五頁。

を失ってしまいました。

地理寮官員による測量は、その後、翌一〇年二月まで続きました。完了後は、同年一二月までに、「こっかいきでん国界基點(点)ノひょうちゅう標柱」の建設工事などがおこなわれました。<sup>(40)</sup> こうして一連の調査、測量、標柱工事などが終了すると、翌一一年三月二日、内務省は内務省布達ふたつ甲第三号により、内務卿大久保利通の名で、三浦山が信濃国に所属することを宣言しました。これにより、長野県と岐阜県の県境が正式に確定しました。<sup>(41)</sup>

またこの時期には、官林としての三浦山の管理体制にも変化がありました。これまで官林の管理は府県に委ねられており、三浦山についても同様でした。明治八年に帰属問題が発覚した後も、取り締まりは引き続き岐阜県に任せる方針が示されました。しかし同一一年以降、全国の官林は、順次、内務省直轄になりました。同年

にいち早く直轄化されたのは、青森・秋田・長野・岐阜の四県下の官林でした。<sup>(42)</sup>

時代を遡ると、信濃国王滝村に属する三浦山を、美濃国加子母村の者が国境を越えて管理するという形式は、王滝村と加子母村がともに尾張藩領であった江戸時代には何の支障もありませんでした。ところが明治四年の廃藩置県によって名古屋藩(尾張藩)が解体さ

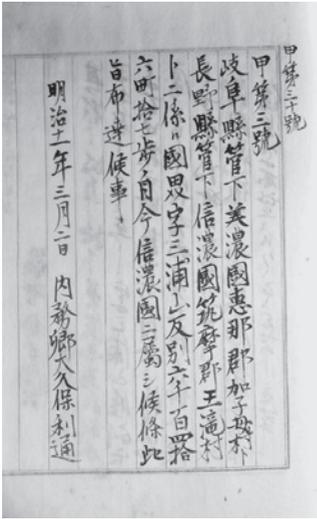


図8 大久保利通の布達  
(「三浦山記録」、徳川林政史研究所所蔵)

(43)  
明治二年「官林境立御用留」(内木家文書 B八一—三一—二)。

れ、三浦山と加子母村が別々の県に組み込まれた後では、この形式は混乱のもとになりました。これは同六年に出された大蔵省通達の「別紙」や、これを発端とする帰属問題に如実に表れているといえるでしょう。

明治二年には、三浦山をめぐる行政区画上の所屬(筑摩県↓長野県)と、官林管理上の所管(岐阜県)の不一致も解消されることになったのです。

#### 後日談 — 西股入の旅人宿

ちなみに、明治九年から始まった内務省官員による「信濃・美濃両国界調査」<sup>しなののみこのりようこくがいちようさ</sup>は、三浦山周辺だけにとどまらず、信濃・美濃の国境の稜線に沿って加子母村の西股入<sup>またいり</sup>にまでおよんでいました。西股入では、字赤石<sup>あか</sup>という場所に山小屋を建てて測量調査や標柱工事の拠点すると同時に、資材の運搬や人員の通行のため、付知村から王滝村へ抜ける道筋を新たににつくって調査を進めていきました。

一連の測量作業が終わると、内務省の官員たちは山小屋を引き払っていきしましたが、加子母村の安江松五郎という農民は、それを待ち受けていたかのように、その跡地に長さ七間(約二二・六メートル)・横二間半(約四・五メートル)の山小屋を新たににつくって、密かに商売を始めました。

内木家文書の「官林境立御用留」<sup>(43)</sup>という史料をみると、明治二年七月、松五郎

が字赤石で商売をしていたことが、戸長の内木善衛たちに発覚したことがわかります。松五郎は、新たにつくられた道筋を通行する旅人を対象とした宿屋と煮売りの居酒屋を営んでいたのです。

もちろんこれは、正式な鑑札かんさつを得ておらず、しかも立ち入りが禁止されていた官林のなかでおこなわれていたものですから、戸長たちも捨て置き難いとして、松五郎を呼び出し、説諭を加えたうえ、山小屋を撤去するように命じました。しかし松五郎は聞き入れる様子がありませんでした。やむなく戸長らは、この旨を岐阜県に届け出て対応を依頼しました。

もともとは境界調査で必要な物資・人員の移動のため、便宜的につくられた新道でしたが、その跡を利用して、抜け目なく自分の商売に活用しようとした、知略のある農民も加子母村にはいたのです。

## 2 森林の官民有区分と歎願運動・村方騒動

### (1) 濃州三ヶ村の官民有区分

#### 尾張藩時代の森林利用

尾張藩では、他藩にはない独特な森林利用の方式が確立されていました。その代表的な例が、一般に「木曾五木」と呼ばれる御停止木制度です。

尾張藩領の森林は、御留山・御巢山・鞆山・明山・百姓控林などに区分されていました。御留山は禁伐・不入の地といわれ、樹木の伐採はおろか、一般の立ち入りが禁じられた森林で、加子母村周辺では三浦山と西股入の一部(出ノ小路・高樽)がこれに該当しました。御巢山とその外側に広がる鞆山は、鷹狩で用いる幼鷹を入手するため、同様に禁伐・不入の地と位置づけられていました。明山は藩の御用材生産と農民による板子年貢生産(米納化後は御免白木生産)、薪・下草採取をおこなう場所で、藩と村方のどちらにも利用できる森林です。百姓控林は、農民が屋敷まわりなどに植林した小規模な林で、農民自身が進退できる森林として自給用の薪炭用材や建築用材を伐り出していました。

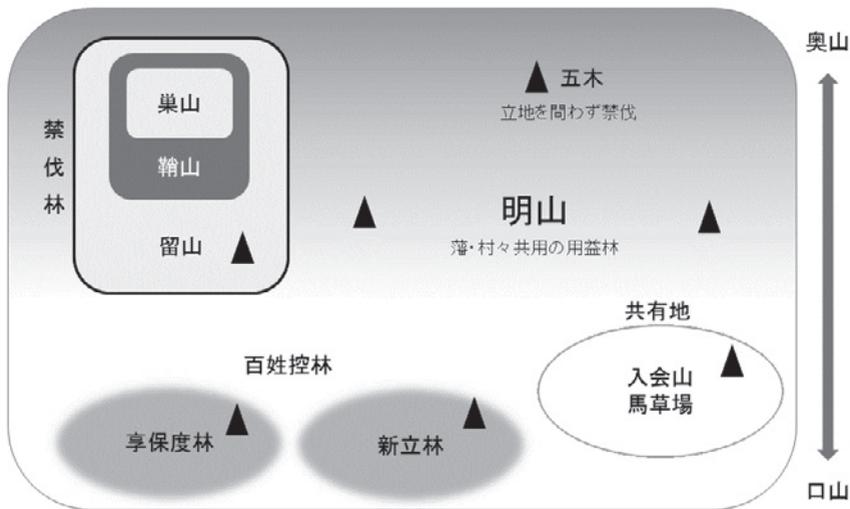


図9 尾張藩の森林利用概念図

こうしたなかで、「木曾五木」(ヒノキ・サワラ・アスヒ・コウヤマキ・ネズコの五種類)は、右の用益区分にかかわらず、どこに生い立っていても、藩が御用材用に伐り出す以外は採算することができないと定められていました。たとえば、ある農民の控林の中にヒノキが生えてきた場合には、その農民はそれのヒノキを伐採して使うことはできず、保護・育成しなければなりませんでした。

このように、尾張藩では空間的な用益区分に加えて樹種による用益制限があり、樹種による制限が空間的な区分よりも優越するという独特な構造になっていました。また、明山のなかの用益空間の区分が不明な状態になっており、これが、明治期に入って森林が誰のものであるのかを把握するにあたり、大きな障害となりました。

### 岐阜県への官林引き渡しと山絵図

明治五年(一八七二)三月、濃州三ヶ村を含む旧名古屋県の官林は岐阜県の管轄となり、三ヶ村では官林内の調査が実施

(44)  
 現在は、内木家文書のうち  
 で重要と判断した絵図類を  
 収納したファイルに入っ  
 ており、史料番号は未付与の  
 状態。

され、五木をはじめとする木数の確認がおこなわれて、それらは三ヶ村へ「御預」という形になりました。その一方で岐阜県は、壬申地券の発行事業も同時に進めており、三ヶ村の山林についても、官有・民有の区別について何らかの決定に迫られていました。

岐阜県が官林の引き渡しを受けた際に、山内の土地の官有・民有を区別するものとして注目したのが、嘉永三年（一八五〇）に御山守の内木善衛が尾張藩の太田代官所へ提出した山絵図で、「村持之端山」の木々が繁茂して農民たちが必要としている雑木・下草の生育に支障が出ているとして村々が善処を願い出た際に、太田代官所から立木の員数を取り調べてほしいと御山守の内木善衛へ引き合いがあり、善衛が藩の用材林との境界や「村持之端山」の範囲についての「私按」（個人的な考え）を記入したものでした。

この山絵図を万延元年（一八六〇）八月に転写したと思われるものが、現在も内木家文書のなかに残されています。この絵図には、三浦山と三ヶ村山が描かれ、山地が緑色、凡例に「端山」と記されている区域が紅色に着色されています。また、「端山」とした部分のうち、集落に近い一部の箇所には大ざっぱに水色の斑点が打たれ「端山之内御田地先肥シ場等影木之分」と表記されています。これが、木々が繁茂して薪や下草の採取に支障が生じていた部分だと思われれます。

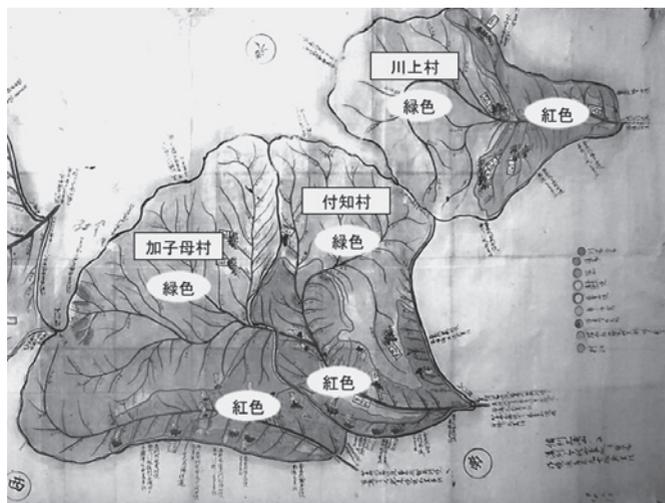


図10 万延元年に写されたと思われる山絵図  
(部分、内木哲朗家所蔵の絵図を加工引用)

このように山絵図は、従来からの慣行として薪取りや下草刈りをおこなっている場所について、内木善衛が自分の認識を大まかに示したものに過ぎませんでした。が、岐阜県は、引き継ぎの過程で太田代官所から入手したこの山絵図を官有・民有の境界を示したものと勝手に誤解し、この記載事項をもとに両者の区分を進めよう

としました。

#### 明治六年九月の決定と三ヶ村の嘆願

明治六年九月、岐阜県は三ヶ村山の官民有区分について通達を出しました。<sup>(45)</sup> その内容は、尾張藩にならって五木の禁伐はそのまま据え置き、しかも山内での雑木・下草の刈り取りをも禁じるといふものでした。三ヶ村は、この通達によって御留山・御巢山・韃山・明山のすべてが「官有」になったと認識して、いつせいに反発し、九月二四日付で、①禁伐・不入の区域である「板榜場」<sup>(いたぼうば)</sup> 以外の山中での雑木・下草の採取、②官林外での五木伐採を認めてほしい旨を嘆願しました。当初、農民たちは、廃藩置県により尾張藩の森林管理方式が解体すると、五木の自由な利益が認め

(45)

明治六年九月以降の官民有区分については、丹羽邦男「裏木曾における官林設定過程（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四五年、一九七一年）を参照した。

られ、全山が民有になるという希望的観測を持っていたようですが、それとは全く異なり、むしろ規制が強化されたことで、今までの生活が脅かされるものとして強く抵抗したのです。

これをうけて岐阜県では、改めて旧藩時代の記録類を調査しました。このときに前述した山絵図も調査対象になったようです。しかし三ヶ村は、描かれた絵図の内容が山の利用実態と合っていないとして反発しました。そこで岐阜県は、内木善衛に対して山絵図作成の経緯を照会しましたが、この絵図が官有・民有の境界を精査したうえで表示したのではなく、自分の「憶断<sup>おくたん</sup>」を示しただけであるとの回答を得るにとどまりました。結局、いくら調べても官民有の区分を示した書類が見つからず、岐阜県も困り果ててしまうという状況になりました。

### 明治六年十一月の官民有区分決定

確たる証拠を入手できないまま早期の官民有区分を迫られた岐阜県は、御留山・御巢山・鞆山・明山という名称をもとにした区分をおこなわざるを得ませんでした。明治六年十一月、県は御留山・御巢山・鞆山を「官林」とし、明山は村民の用益事実をふまえて「公有地<sup>こうゆうち</sup>」にすると決定して、三ヶ村に通知しました。ただし、このときの決定は実地調査なしでおこなわれ、官林と公有地の境界は、依然<sup>いぜん</sup>として

曖昧で不明確な状態に置かれていました。

この決定にもなつて、三ヶ村が明治六年九月二四日に提出した嘆願書についても、翌七年三月二〇日に裁可が下りました。岐阜県参事のこさとしなり小崎利準の名前で「書面之通聞届候事」と記された付札をして、村方へ嘆願書が返却されてきたのです。

九月二四日付の嘆願書は、前述したように、①禁伐・不入区域以外での雑木・下草の採取、②官林外での五木伐採の許可を願ひ出たものでした。これを聞き届けるといふのですから、「公有地」と位置づけられた明山での五木の伐採が初めて認められたこととなります。三ヶ村の農民たちにとって、これは大きな嘆願の成果でした。

### 「取極証書」の作成

すでに岐阜県からの内意が伝えられていたのか、三ヶ村は、正式な通達の五日前にあたる同年三月一五日、「御官林外村持山林ノ五木」が「村民共進退御差許」となつたとして、各村の戸長・副戸長・小前惣代らが連名で、前文と六か条からなる「取極証書」という規則を定めました。前文・追記および各箇条の内容は、以下のようによ約できます。

〈前文〉このほど三ヶ村は、岐阜県の「出格之御沙汰」によつて、官林外の村

持山林の「五木」を村民たちで進退できるようになったが、「五木」に概を加えた「六木」の利用については、「永世村益ノ方法」を立てて、租税の補助や凶年への備えなどのほか、村方一同の利益になるようにし、個々が勝手な伐木をしないよう、以下の箇条のように取り決める。

① 「六木」に関しては、伐木はもちろん寝木・古木や末木・枝葉に至るまで勝手に手を出してはならない。家作木などで購入したい場合は村役場へ届け、株代金を差し出して刻印を受けてから伐木すること。家作普請が落成した後、村役場の改めを受け、刻印をもらうこと。

② 百姓控林に生い立っている「六木」については、自由進退とするのが建前だが、取り締まりのことを考慮し、自用および売り払いにあたっては、そのつど村役場へ届け出て根極印を受けること。

③ 取り締まりには村役人や役人代があたり、見廻りをおこなう。村民一同は決まりを守り、小苗木などの育成にも尽力すること。

④ 規則を破った者は、取り調べのうえ、株代金の一〇倍を過怠料として徴収する。

⑤ 規則に背いた者を発見し、通告した者には、取り立てた過怠料の半金を支給する。

⑥ 規則を破った者が不明な場合は、その者が判明するまで、その場所や最寄りの地を斧留めにして吟味をおこなう。

〈追記〉以上の全六か条は、村民一同が申し合わせをして「永世不朽之規則」として取り決めたものである。

これを見ると、「五木」の利用は認められたものの、村役人たちが中心となつて村民の自由な用益を抑制し、「永世村益ノ方法」を定めて「村方一同全備ノ利益」となるように誘導していったことがわかります。しかも、①③⑥などの箇条では、明治五年三月まで御山守がおこなつてきた職務の一部を村役場や村役人たちが肩代わつておこなうような形となっています。三ヶ村が共通する内容を「村規」と位置づけている点なども考慮すると、このときの「取極証書」は、いわば従来御山守が担つてきた役割を、三ヶ村の村方の役割へ置き換えて遂行する性格を有したものであったといえるかと思えます。

### 加子母村「取極証書」の日付

この「取極証書」は、各村の戸長らが村へ持ち帰り、総百姓の連印をとつて保存されました。加子母総合事務所の所蔵史料にも、加子母村の分が「規定書」というタイトルで残されています。<sup>(46)</sup>この史料は、『岐阜県林業史』下巻(近代編)に収録さ

(46) 加子母総合事務所所蔵史料  
近代二四三。

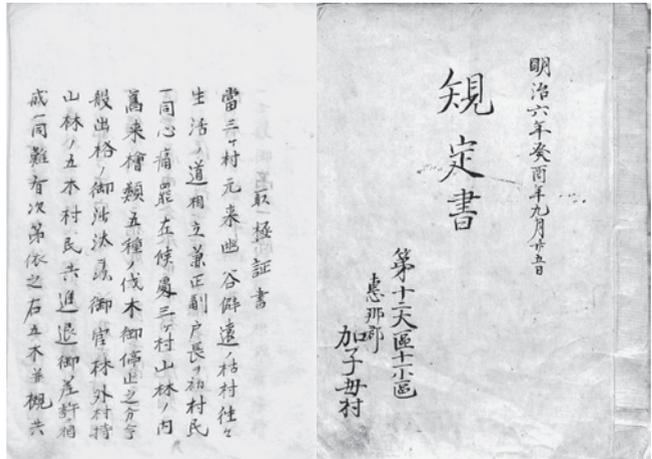


図11 加子母村分の「規定書(取極証書)」  
(加子母総合事務所蔵)

れた翻刻文の底本にもなっているものですが、表紙の日付に誤記があると思われるので、蛇足ながらその点について指摘しておきたいと思います。

加子母村の「規定書」に記されている日付は「明治六年癸酉年九月廿五日」となっています。これは、前述した三ヶ村からの嘆願書が岐阜県に提出された翌日にあたります。嘆願書が提出の翌日に認められて、すぐに結果が三ヶ村にもたらされるというのは、あまり考えられません。当然、明治六年九月二十五日の時点では、まだ岐阜県による三ヶ村山の官有・公有地の区分決定はなされておらず、五木伐採の許可もおりていないと考えるのが自然だと思えます。

一方、謄写版で流布した三尾箕山(金三)『三千年物語 付知のあゆみ』(私家版、一九五三年)には、三ヶ村の戸長・副戸長・小前惣代が作成した「取極証書」の翻刻文が掲載されていますが(六五〜六七頁)、これには「明治七年三月十五日」という記述がみられます。時系列的にみて、こちらの記述のほうが事実関係に即していると思われる。

内務省の干渉と再び持ち出された山絵図

岐阜県の裁可によつて一度は村民たちの自由進退が認められたかにみえた三ヶ村山「共有地」の森林利用ですが、内務省が山林の官民有区分に積極的に関与するようになる、岐阜県が定めた内容は覆され、内務省の方針にしたがつて官民有区分がやり直されることとなります。

明治七年一〇月頃、内務省から官民有区分の根拠になる図面類を求められたのか、岐阜県は再び内木善衛が太田代官所へ提出した山絵図を持ち出してきます。しかし実態と合わないことが明白になった絵図をどう使おうとしたのでしょうか。

大正一〇年（一九二一）頃に川上村の原頼幸が述べた回想には、この時期の様子について、次のような記述がみられます。

〔岐阜県史〕 通史編（近代  
中）（岐阜県、一九八五年）、  
三七四頁。

一方旧藩引続ノ旧記ヲ調へ、一方民間ノ旧記ヲ対照シ、調査ヲ進ムルモ、何ントモ就カザルヲ以テ、付知・加子母・川上村戸長始メ村役人ヲ呼出シ、旧図ヲ指シ示シ、旧藩取扱ガ不規律デアル故ニ官民有ノ区別スル事能ハズ、故ニオマエ方ノヨサソナ処へ線ヲ引キ、夫ヲ境界トスル外致方ナイ、線ヲ引ナサイト云ハレタルヲ以テ、一同一先ツ郷宿ニ引下リ相談シタル結果、戸長并ニ村役人共慾ヲ出シ、五木伐採ノ禁ヲと解カレタル以上、従来無制限ニ雜木ヲ伐採シタル關係上、無論全山民有デアルト云フ事ニ一決シ、其旨答申シタ

ルヲ以テ、此事一時止トナリ……

これによると、岐阜県は旧尾張藩や民間にある「旧記」を調べたものの、官民有区分の確証を得られず、ついには三ヶ村の戸長らの前で「旧図」（内木善衛作成の山絵図）を広げ、「旧藩の取り扱いが不規律なので、官有・民有の区分ができない。ついでには、お前たちが（山絵図の）よさそうな所に線を引き、それを境界にする以外に方法は無い。線を引きなさい」と命じた旨が記されています。戸長たちはこの話を聞いて、いったん宿へ戻って協議しましたが、欲を出した農民たちが「（明山では）今まで無制限に雑木を伐ってきたのだから、全山が民有であることにしよう」と主張し、その旨を県に回答したところ、岐阜県としてはそのような主張を容れることはできず、話は沙汰止みになってしまったとあります。

一方、山絵図を作った内木善衛も、岐阜県の「旧藩取扱が不規律デアル」との主張により、責任を負わされる形で「待罪書」（始末書）を書いて岐阜県へ提出しました。<sup>(48)</sup> もともと作成目的が違う絵図ですから、それをもって取り扱いが「不規律」といわれても無理難題としかいいようがないわけですが、旧藩側が一步引く態度を見せることで、ひとまず体裁を取り繕ったのでしょう。

結局、三ヶ村山については、内務省の官吏が実踏見分をして官民有区分をおこなうことになりました。

(48)  
加子母総合事務所所蔵史料  
近代四〇三。

## (2) 嘆願運動と「山林保護規則」・同「増補」の成立

### 内務省による官林調査と嘆願運動

明治七年一二月、内務省地理寮による全国官林調査の一環で、改めて三ヶ村山の「公有地」の官民有区分が開始されました。三ヶ村山の巡回を担当したのは、地理寮の原純・源井寛という官吏でした。原たちが山内を見分していると、「公有地」の部分で村民が五木を伐採している様子が目に入りました。農民たちは、岐阜県によって許可されているので、「公有地」で五木を伐採しても問題はないと認識していたのです。しかし内務省の官吏は、いまだ官民有の境界が明確に定められていない場所で五木を伐り出していることに疑問を抱き、岐阜県令に照会したうえ、ひとまず「公有地」での以後の五木伐採を禁止させることにしました。このときの岐阜県から三ヶ村への指示は「御取調 中公有地伐木暫時御差留」というもので、内務省官吏の調査中はしばらく伐木を停止するというものでしたが、この指示はその後も解除されず、なしくずし的に五木伐採の禁止状態が続いていきました。

いつまでも禁止が解除されない状態に業を煮やした三ヶ村は、明治七年一二月一日付で五木伐採を許可してほしいという嘆願書を岐阜県へ提出しました。しかし、この嘆願書は、何の理由の説明もなく却下されてしまいました。続いて、翌八

(49)

この広告には「カシモ 戸長所 扣」という墨書があり、内木善衛が明治一〇年に新田八郎に代わって戸長に就任した際、引き継がれたものと推測される。

(50)

『付知町史』（付知町、一九七四年）、五七六頁。

(51)

内木家文書 B 八四一—一二〇。

年三月三日にも再び嘆願をおこないましたが、結果は同じでした。

### 代言人への依頼

そこで三ヶ村では、裁判所への出訴も視野に入れ、嘆願について代言人（法律専門家）へ依頼をしてはどうかと協議をおこないました。

代理による訴訟の運用は、明治五年八月に公布された司法職務定制で認められ、これ以降、各地に代言人と称する者が数多くあらわれていました。ただし、この時期の代言人には特別な資格は必要なかったため、なかにはいかかわしい者もおり、無用な訴訟をそそのかしたり、高額な費用を要求して依頼人の財産を食い潰したりする弊害もあつたといわれています。こうしたことから三ヶ村では、当初から複数の代言人やその結社などの情報を集めていたとみられ、内木家文書のなかにも、代言人結社北洲舎の名古屋出張所が明治七年一二月につくつた広告が保存されています。<sup>(49)</sup>

三ヶ村が最初に依頼した代言人は、岐阜在住の三重県士族で西村忠平という人物だったようで、明治八年五月二十九日付の嘆願書の草案に初めて名前があらわれます。そこでは「私共三ヶ村公有地一件」の「部理代理人」として西村の名前が記されています。<sup>(50)</sup> また、内木家文書の明治八年五月「山地歎願事件費用記」という帳簿を

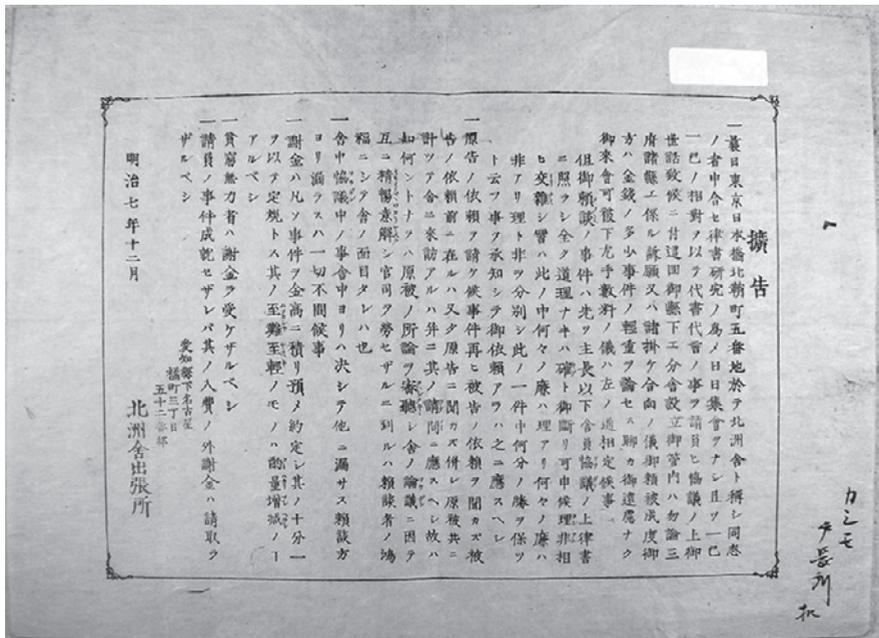


図12 北洲社出張所の廣告(内木哲朗家所蔵)

みると、六月二日に支払った金額として「西村君へ日当旅費」の五円五〇銭が計上されていることがわかります。

しかし、このときにおこなつた嘆願も却下されたことから、三ヶ村は、より実力のある代言人を探したようで、右の「山地歎願事件費用記」には、六月一日の支出として代言人結社の北洲舎へ金一〇円を渡していることが確認できます。

北洲舎は、明治七年に大阪で設立された日本初の独立した代言事務所で、その後、高知県出身の板垣退助らと立志社の創立に関わつた島本伸道が大阪に立ち寄つた際に懇請して「舎長」と位置づけ、土佐勤皇党出身の志士としての島本のネームバリューを利用して、めきめきと頭角を現してきた結社でした。島本は東京へ向かうと日本橋に東京北洲舎を創設し、また名古屋にも出張所を設けるなど、勢力を拡大していく最中にありました。

(52)  
前掲丹羽論文、四四頁の引用資料。

高名な北洲舎に嘆願を依頼するにあたって、三ヶ村の意見は分されました。「北洲舎社代言へ莫大之金員ヲ費ス事ヲ厭ハズ委任スベキ」と主張する付知村・加子母村に対して、川上村は「情実ヲ陳上スルニ代言ヲ以テスル事能ハス」「各々一員上ヨリ懇々ノ情願ヲ尽スノ外是ナク」と述べて、北洲舎へ委任することに難色を示したのです。<sup>(52)</sup> 結局、川上村は付知村・加子母村とは別に、単独で嘆願をおこなうことにし、残る二か村が北洲舎を通じた嘆願を続けることに決まりました。

明治八年十一月一日、付知村・加子母村の戸長・総代の「部理代理人」として北洲舎名古屋出張所の者と思われる鈴木重固が起草した嘆願書が提出されました。提出先は今までの岐阜県とは異なり、官林管理の上級官庁にあたる内務省で、付知村の熊谷孫六郎が代言人の鈴木とともに上京して直接請願する方式をとりました。これは、岐阜県を相手にしてはいつまでも問題解決が図れないだろうという判断だったといわれています。なお、「山地歎願事件費用記」をみると、熊谷が東京へ出発したと思われる九月二二日には「東京北洲舎江差入金、熊谷君へ渡ス」として金五〇円が、「鈴木君日当旅費」として金七円五〇銭が支出されています。

### 「一村総持山」の決定

明治九年七月、岐阜県令の小崎利準は、内務省に対して付知・加子母両村の山林

の扱いについて伺書を提出しました。その内容は、たび重なる嘆願運動によつて示された江戸時代の板子年貢負担が過去の用益の事実を示すものと認める一方、享保期に全山に対して五木の伐り出しを禁じたので、この点に關していえば官有地に該当するのではないかという、どつちつかずの判断が示されたものでした。これをうけて内務省は、同年九月、地理寮の官員を派遣して实地調査をおこなつたうへ、御留山や明山の性格について以下のように結論づけました。<sup>(53)</sup>

旧藩受領以後ニ就テ相考候処、慶安度更ニ檢田貢租ヲ確定シ、材木上納ノ割合ヲ定メ、元禄已降漸次官林取締相立、留山・明山ト称、蓋シ此時ヨリ相始リ候義ト存候、宝永年間始メテ一般五木ノ制禁ヲ設ケ、享保度ニ至リ愈々取締嚴重相成、官林保護ノ制度至、此漸次全備致シ候義ニ有之由之觀、是往古無制ノ山林漸ク法度相立、遂ニ確乎純粹ノ官林ト相成候義ニ可有之<sup>(54)</sup>

すなわち、慶安期以来の板子年貢負担から御留山・明山の区別、宝永〜享保期の五木制度に至る過程を「官林保護」の制度としてとらえ、一連の流れによつて純粋な「官林」が成立していったと意味づけただけです。そのうえで雑木や下草を刈つていた部分については、实地調査の結果、それほど良材もないので、信州側の木曽地方と同様、無代下げ渡ししが相当な場所ではないかと述べています。

これに基づいて内務省は、同年二月二日、付知・加子母両村の明山の端山部分について、民有地とは見なし難いものの、過去に立ち入っていた事実を考慮して、村方が五木の代金を支払ったうえ（一〇か年賦）、その他の立木や地所については無代で下げ渡すという決定を通知しました。これにより明山の端山部分は、「一村総持山」（全村共有地）として認められることになりました。また、この決定にともない、翌一〇年一月九日には、今まで伐採を禁止されていた場所について、これを取り消す旨が通達されています。

### 「山林保護規則」・同「増補」

内務省による決定をうけて、加子母村では明治一〇年三月一五日、総持山を乱伐から守り、適切に活用していくため、「山林保護規則」および「山林保護規則増補」を作成しました。この規則は、「増補」の最初の箇条にあたる第七条に「明治六年癸酉九月廿五日、本村全戸ノ衆議ニ依テ決定シタル取極証書ニ、全村人民調みずのとどりがつにせしむるに、ほんぞんぜんたうこしあつぎ、よつ、けつぎ、めいじろくなん、いん、うえ、かん、ちようきよ、へ、ろく、かじよう、こんごさんりん、ほご、きぞく、しよう、いんノ上、官ノ聴許ヲ経タル六ヶ条ヲ、今後山林保護規則ト称シ、今回決議シタル左ノ数条ヲ増補シタルニヨリ、村民一同総テ之レヲ永遠ニ固守スヘシ」とあり、濃州三ヶ村の「村規」とされた「取極証書」の名称を「山林保護規則」と改めたうえで、さらに「増補」部分を追加する形式をとっていました。第一条から第六条までが、

「取極証書」を「山林保護規則」と改名した部分、第七条から第二六条までが、明治一〇年の決議によって新たに加えられた「山林保護規則増補」になります。

新たに決議された内容は、明治六年の「取極証書」を「山林保護規則」と改称すること(第七条)、山林のうち全村共有地を「第一類」、各人共有地を「第二類」、私有地を「第三類」と称すること(第八条)、ヒノキ・ネズコ・マキ・サワラ・アスヒ・ケヤキを「六木」と唱え、その他の樹種を「雑木」と称すること(第九条)といった定義から始まり、「第一類」山林からの年間伐木量(見積り木数の百分の一、第一〇条や非常事態の際の追加伐木の最大量(第一一条)、追加伐木を行った場合の休伐期間や植林(第一二条・第一三条)といった森林資源を活用しつつ維持していくための方針、「第一類」山林の五木買い上げ代金や地租・民費の負担・割り掛け方法(第一四条・第一五条)、逆に「第一類」山林の樹木を売り払った代金の分配方法(第一六条)、収益が増えたときの積立金の創設(第一七条)、水源涵養林・土砂扞止林の保護(第一八条)、良木が繁茂する林地の温存(第一九条)、山林保護を怠る者への相互監責(第二〇条)、材木・白木類の売却・移送の届け出(第二二条・第二三条)、家作木の転売禁止(第二三条)、根刻印後であつても役場より止められた樹木の伐木禁止(第二四条)、違反者からの過怠料の徴収(第二五条)、衆議による規則更正・増補(第二六条)となっています。

(54) 加子母総合事務所所蔵史料  
近代四〇九。

(55) 内木家文書 B八一―七―  
一七。

(56) 「彦左衛門」と記されてい  
る史料もある。

### (3) 村方騒動の勃発

#### 村方騒動の発端

これらの規則は、明治一〇年四月二十六日、加子母村の地持惣代三名・組長二名・副戸長一名・戸長一名の連名で岐阜県令へあてて裁可を出願し、四月二十八日に「書面民間山林保護規則之趣、聞置候事」という朱書・朱印を得て許可されましたが、これを再び村へ持ち帰って村民全戸の請印をとる過程で、突然紛議が持ち上がりました。

内木家文書の明治一一年四月「民有山林ノ儀ニ付詐欺・盗売・掠奪ノ件々御吟味願書」という史料によれば、「山林保護規則」や同「増補」は、内務省や岐阜県に作成を促され、村民一同が協議のうえ、戸長の新田八郎が岐阜へ赴いて草案を書き、これを村方へ送って副戸長や地持総代・組長に調印させたいので、岐阜県庁の地理掛へ提出することになっていました。しかし、戸長が記載した草案を村方へ送ったところ、一二人の組長のうち桂川彦右衛門・今井儀秀・熊沢丈右衛門・片田柔右衛門・岩木紋右衛門の五名が調印しなかったため、代表として桂川彦右衛門を岐阜へ呼び出し、岐阜県の担当官に説諭してもらって、ようやく調印にこぎつけたといいます。これにより岐阜県の裁可を得られたわけですが、念のためということ、戸

(57) 長が村へ帰った後、これらの規則に関して全戸が調印した「連印簿」を作成するこ  
とになりました。

「山林保護規則連印簿」は、  
加子母総合事務所蔵史料  
近代 四一〇として残存。

寄合が開かれ、最初に戸長が条文を読み聞かせた後、村民たちが次々と調印して  
いきしましたが、彦右衛門をはじめとする九〇名の者たちが、突然捺印を拒否すると  
言い出しました。彦右衛門らの主張によると、村方で協議した内容を岐阜の地で戸  
長が成文化する際に、収益の分配について自分たちが有利になるように書き換えを  
おこなったというのです。

#### 前年の村費割り掛け騒動

こうした農民たちによる戸長らへ向けた疑惑の目には、実は伏線ともいえる背景  
がありました。この前年にあたる明治九年一二月、村費の割り掛けをめぐる騒動が  
持ち上がっていました。

(58)  
内木家文書 B八一―五―  
三〇五。

御一新以来の戸籍調べや反別調べなど、村方では共同経費である村費が高んでい  
ました。村費は一年間に使った分を年末に農民たちへ割り掛けて徴収しますが、そ  
の額が膨らんでいったことに一部の農民から不満が出て、帳面を調査させるように  
との要求が高まっていきました。そこで、戸長がやむなく明治七年と八年の帳簿を  
見せたところ、会計担当者による「申訳不相当廉」(抗弁できない事態)が発生してい

たことがわかりました。使途不明金の発覚です。

このときは「苦情沸騰」となることを恐れた戸長・副戸長・組総代・百姓代らが協議のうえ、会計担当者から計算違いの分を出金させ、村内の者一〇名が「中済人」に立って、出金させた金円を預かるという形で、内々に処理しました。しかし、このような不正ともいえる事態の露見は、戸長らに対する信頼を著しく損なうことになったのでした。

また、このころには、内務省の官吏による官林境界調査が進み、従来慣行で使用していた部分の奥深くまで踏み込んで境界を設定しようという動きがみられました。そうなると「全村共有地」の面積が減り、そこから得られる村の収益が減少します。こうしたことに対する焦りも、農民たちが「山林保護規則増補」にある収益分配の規定に敏感に反応した遠因の一つになっていたと思われる。

### 「山林取扱方議定書」の作成

彦右衛門たちの不満は、土地を所有する「地持」層が「全村共有地」の樹木を伐採したことで得られる利益を有利に配分されることにありました。「山林保護規則増補」では、「共有地」の中の五木を伐り出して売却した収益の分配や、逆に負担額が生じたときの出金の割り掛けの基準として「地価金高」割が用いられていまし

た。地価金高とは、地券に記された反別(面積)に地租率を掛け合わせて算出した金額(地価)を指し、たとえば、ある農民が複数の土地を所有していたとすれば、それぞれの土地の地価の合計が、その人物の「地価金高」と認定されます。この基準では、村内で「地価金高」を有する農民は収益の分配にあずかれるわけですが、一方で村内には、江戸時代より「水呑」「無高」などと呼ばれていた、土地を持たない農民たちも相当数存在しました。「山林保護規則増補」の収益分配・負担割り掛けの規定は、こうした土地を持たない階層の農民への配慮が抜け落ちていました。

おそらく彦右衛門たちにこうした不平等を指摘されて、戸長らも改善案を考えたを得なくなつたのでしよう。同年五月一二日、加子母村では全四款からなる「山林取扱方議定書」が作成されました。ここでは、新たに家を取り立てた際に「第一類」山林(全村共有地)の一部を分け与えることや、耕地・宅地と薪炭・肥料採取の山林を一体のものとして取り扱うこと、今回に限り薪炭・肥料が不足する者へ「第一類」山林の一部を分与することなど、より「水呑」「無高」層へも配慮した事項が補足されています。

## 追及の激化

明治二〇年九月、加子母村では、今井茂七ら九二名が、「山林保護規則」・同「増

(59) 「熟談書」(加子母総合事務所所蔵史料 近代四一三)。以後の争論の過程については、特にことわらない限りこの史料に依拠している。

(60) 内木家文書 B 八一―七―一七。

(61) ただし加子母村のような山村では、農地を持たなくても山稼ぎで収入を得られるため、「地価金高」が少ない者が必ずしも貧しい者とは限らない点に注意が必要である。

(62) 内木家文書 B 八三―五―八。

補」が戸長および地持人の「専断」(村民一同の合意を得ていない独断)によるものと主張し、特に第一四条・第一五条・第一六条および第一九条・第二四条を全村の協議により改訂すること、同様に専断をもってつくられた「山林取扱方議定書」を取り消すことを求めて、岐阜県に嘆願をおこないました。<sup>(59)</sup> 当時の加子母村の家数(当主数)は五三九名でしたので、九二名という人数は全体の約一七パーセントにあたり、無視できる数字ではありませんでした。これらの人びとは、「水呑」「無高」層に加えて、地価金高の少ない農民たちから構成されていたようで、しばしば史料中には「中等以下ノ者」という表記で登場します。<sup>(61)</sup>

嘆願をうけた岐阜県では、その趣旨を正副戸長へ伝達するとして、村内での内済<sup>(61)</sup>を期待しました。しかし、追及は激しさを増していったようで、容易に解決を図ることはできませんでした。

同年一〇月には、村内混乱の責任をとって戸長の新田八郎が辞任し、後任の戸長に元御山守の内木善衛が就任しました。<sup>(62)</sup> 御山守は尾張藩の「役人」という立場にあったので、江戸時代から当主は加子母村の村政運営に参加せず、一定の距離を置いてきました。そうした内木家の御山守に由来する立ち位置が、村内混乱の中にあつていちばん中立的なポジションにあると村民たちに認識されたのだろうと考えられます。内木善衛は、この村方騒動が終結する明治一三年まで戸長を務めること

(63)  
加子母総合事務所所蔵史料  
近代三二。

(64)  
「山林保護規則」・同「増補」などを無効とする措置は、村方騒動を解決するためといったん白紙の状態に戻す目的でおこなわれた。岐阜県は、明治一一年九月にも同様の措置をとっている(内木家文書 B 八一―一二―一六)。

になります。

さて、戸長の交替という人事の刷新で「中等以下ノ者」たちの追及をかわそうとした村役人側でしたが、規則の改訂については、特段の動きをみせませんでした。

こうして九月の嘆願が事実上放置されるに及んで、今井茂七ら九三名は一月五日、再び岐阜県に嘆願書を提出し、「山林保護規則」・同「増補」・「山林取扱方議定書」の取り消しと同年五月に許可されていた山木伐採の差し止めを求めました。<sup>63</sup> 岐阜県は嘆願を受理して、これらの規則・議定書をいったん無効とし、村内が一致して履行できる規則を改めて定めるように指示しました。<sup>64</sup> 戸長になった内木善衛は、これをうけて一同協議のうえ、第十大区副区長の伊藤小弥太と第十三大区区长の大前久郎に仲介人を依頼し、両者の調整を試みましたが、今井らは主張を曲げず、膠着状態に陥ってしまいました。

一方、両者の対立が激化して暴動などの不穏な動きにつながることを警戒した御嵩警察署は、加子母村へ人員を派遣して双方へ説諭を加えるとともに、九三名の者たちへは、以後の嘆願について、桂川彦右衛門・内藤近蔵・今井茂七の三名を総代に委任して、決して徒党がましい行動をとらないようにと注意を促しました。

警察署が介入してきたことにヒントを得て、事態を打破しようと考えた今井たちは、続いて刑事告訴により問題の解決を図ろうと試みました。明治一一年四月一五

(65)  
内木家文書 B八二一七  
一七。

日、今井茂七ほか二名が御高警察署に対し、「事務役・地持之者」である内木彦七郎(善衛の長男)・伊藤与右衛門・新田八郎・田口半七が民有山林の詐取、伐木の盗み売り、民有山林上木伐木代金の不正掠奪をおこなったとして吟味を願いだした。これに対して訴えられた四名は、警察へ反論書を提出して、告訴人の主張は事実とは異なると主張しました。

警察署への告訴も嫌疑不十分でとりあげられなかったのでしょうか、その後のこの告訴に関係する史料はほとんど残されておらず、以後の経過については判然としませんが、両者の対立は民事のみならず、刑事事件にまで及んでいたことがわかります。

### 法廷での決着

結局、この争論の決着は、法廷の場合へ持ち出されることになりました。

まず明治一一年一月、今井らは名古屋裁判所岐阜支庁御嵩区裁に紛議の勧解(第三者による仲裁・和解)を依頼しましたが、互いに主張を譲らず、このときは不調に終わっています。

次いで今井たちは、正式な裁判を起こして事態の打開をめざし、明治一二年三月一五日に今井たちを原告、当時の戸長新田八郎らを被告とする「山益賦課差拒ノ

訴」を名古屋裁判所岐阜支庁へ提出しました。このときのおもな争点は以下の二点になります。

①「山林保護規則」・同「増補」および「山林取扱方議定書」は、戸長ら数名の専断による不公平なもので、取り消しを求める。

② 明治九年一月の官民有区分の趣旨にしたがい、山林の地所は一村人民の共有なので、共有山からの利益や負担は、全村戸数で平等に割賦・出金すべきである。

これに対して戸長らの意見は、①往時より木年貢（のち安石代）を納めてきた経緯があり、また五木以外の樹木や地所は村高に含まれていたため、論所の土地は高持百姓の所有である、②無高者のことを考慮し、旧慣に即して明治一〇年三月に「山林保護規則」を増補し、一村協議のうえで無高者にも薪炭用の雑木伐採を認めているので、専断にはあたらない、というものでした。

また、岐阜支庁へ召喚された引合人は、①「山林保護規則」・同「増補」・「山林取扱方議定書」は協議のうえで決定したもので専断ではない、②従来の村費の割合方法は、村高割七分、戸数割三分なので、山益もこれに準じてはどうか、という調停意見を述べました。

岐阜支庁の判決は、①村高は本新田の物成（年貢）をもって定められるものであり、

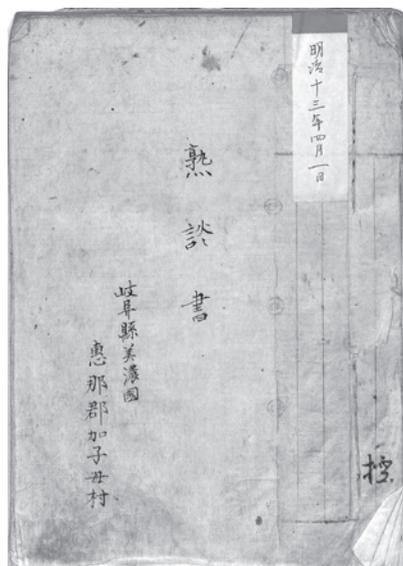


図13 訴訟に関する「熟談書」  
(加子母総合事務所所蔵)

訴訟費用が嵩む一方で利が少なくとして、和解を希望し始めました。戸長らも同様の理由からこれに同意し、和解案の作成が始まりました。

明治一三年四月一日、両者の和解が成立します。内容は、①「山林保護規則増補」の第一四条・第一五条・第一六条を訂正し、追則(第二七条)第三〇条を設ける、②上記の訂正・追則により「山林保護規則」・同「増補」・「山林取扱方議定書」の三つは有効であると決する、③加子母村に在籍する者と同村に地所を持つ者は、「山林保護規則」・同「増補」・「山林取扱方議定書」を永遠に履行するものとし、紛議が生じた場合には三書の趣旨に則つて解決する、④この訴訟によって生じた費用は「第一類」山林からの収益金をもって充当する、というものでした。

論所の山林は高外地(石高には含まれない土地)である、②論所の山林は、岐阜県が無代下げ渡しをした時点で初めて共有権が発生しているのです、そこからの収益は戸数へ平等に配当するのが妥当である、というもので、原告側の主張がおおむね認められる内容でした。

岐阜支庁の判決を不服とした戸長らは、明治一二年九月四日、東京上等裁判所へ控訴しました。控訴状を受け取った今井たちは、反論の意思を示したものの、

これにより「山林保護規則増補」の第一四条から第一六条は、次のように改訂されました。

#### 第十四条

第一類山地ノ五木払下ケ代金ノ負債ハ、該地ノ収利ヲ以テ之ヲ償ヒ、若シ不足スルトキハ全村ノ地価金高ヘ五分、戸数ヘ五分課出スベシ

#### 第十五条

第一類山林ノ地租及民費ハ該山林の収利ヲ以テ之ニ充ツ、若シ不足スルトキハ地価金高ヘ三分二厘五毛、反別ヘ三分二厘五毛、戸数ヘ三分五厘ノ課出スベシ

#### 第十六条

第一類山林ヨリ伐出シタル六木代金ヲ以テ第十四条・第十五条ニ定メタル地租及民費并五木払下ケ代金ヲ償ヒ、残り金分賦ハ地価金高ヘ五分、戸数ヘ五分配当スベシ

いずれの箇条も「地価金高」だけでなく、今井たちが主張していた「戸数」による出金・配当が加わる形になり、両者の主張をほぼ折半した内容に落ち着いたわけです。また「追則」にも、より詳細な負担・配分の規定が付け加えられました。

なお、ここで改めて確認しておきたいのは、右にみてきたような大規模な村方騒

動を経たとはいえ、争点になったのは、これらの規則が「専断」であったか否かという点と、収益の配分や負担割合に関わる部分だけで、「山林保護規則」・同「増補」の基本的な眼目である蓄積と利用のバランスを考慮した資源の有効活用という点には、全く異議が唱えられなかったという点です。藩の直轄林から村の「全村共有地」へと管理主体は替わりましたが、森林を保続・育成しながら上手に活用していくこうとする考え方は、暗黙の前提として江戸時代から明治へ引き継がれていったとみてよいでしょう。

別表 山林保護規則・同増補・同増補追則・山林取扱議定書の内容

| 規則名                     | 箇条 | 内 容   | 訂正内容 |
|-------------------------|----|---|------|
| 取極証書<br>↓<br>山林保護<br>規則 | 1  | 桧・榧・明桧・榎・楓・槻の「六木」に関しては、伐木はもちろん寝木・古木や末木・枝葉に至るまで勝手に手を出してはならない。家作木などで購入したい場合は村役場へ届け、株代金を差し出して刻印を受けてから伐木すること。家作普請が落成した後、村役場の改めを受け、刻印をもらうこと。 |      |
|                         | 2  | 百姓控林に生い立っている「六木」については、自由進退とするのが建前だが、取締りのことを考慮し、自用および売払いにあたっては、そのつど村役場へ届け出て根極印を受けること。  |      |
|                         | 3  | 取締りには村役人や役人代があたり、見廻りをおこなう。村民一同は決まりを守り、小苗木などの育成にも尽力すること。   |      |
|                         | 4  | 規則を破った者は、取調べのうえ、株代金の10倍を過怠料として徴収する。   |      |
|                         | 5  | 規則に背いた者を発見し、通告した者には、取り立てた過怠料の半金を支給する。   |      |
|                         | 6  | 規則を破った者が不明な場合は、その者が判明するまでその場所や最寄りの地を斧留めにして吟味をおこなう。  |      |
| 山林保護<br>規則増補            | 7  | 明治6年に定めた「取極証書」に署名捺印して官許を得たものを「山林保護規則」と名付け、今回議決した内容を「増補」として、村民一同はこれを固守すること。  |      |
|                         | 8  | 山林のうち全村共有地を「第一類」、各人共有地を「第二類」、私有地を「第三類」と称する。   |      |
|                         | 9  | 桧・楓・榎・榧・明桧・槻を「六木」と唱え、その他の樹種を「雑木」と称する。   |      |
|                         | 10 | 「第一類」山林の年間伐木量は、見積木数の100分の1を超えないものとする。   |      |
|                         | 11 | 村全体に関わる非常事態により伐木数が超過する場合でも一時伐木は3か年分の額を限度とする。その場合には衆議の上、官庁へ届け出て伐木する。   |      |
|                         | 12 | 前条の際、限度を超えて伐木した時は、翌年より超過した年数分だけ伐木を止めて欠を補う。ただし、各自が家作などに必要な分についてはこの限りではない。  |      |
|                         | 13 | 上記の各条において伐木する時は、必ず土地に適應した苗木を選んで、伐木数の3倍以上の補植を行う。ただし、自然に萌芽が見込まれる土地の場合はこの限りではない。   |      |

2 森林の官民有区分と歎願運動・村方騒動

|             |    |  |   |
|-------------|----|--|---|
|             | 14 | 今回の「第一類」山地の五木払下げ代金の負債は、その土地からの収益をもって充てる。ただし、不足するときは、全村の地券金額より拠出する。                                 | 明治13年4月1日、不足するときの拠出割合を、全村の地価金高から5分、戸数から5分に訂正。             |
|             | 15 | 「第一類」山地の地租および民費は、その土地からの収益をもって充てる。ただし、不足するときは、全村の地券金額より拠出する。                                       | 明治13年4月1日、不足するときの拠出割合を、地価金高から3.25分、反別から3.25分、戸数から3.5分に訂正。 |
|             | 16 | 「第一類」山林より伐り出した木の代価でまず地租・民費・五木払下げ代金の償却を行い、残りを折半して、一つは一村地券高に配当し、もう一つは全村にかかる民費の補助に充てる。                | 明治13年4月1日、残りの金高を、地価金高へ5分、戸数へ5分の配当に訂正。                     |
|             | 17 | 将来、樹木培養の整備が進み収益が増えた場合には、衆議をもって積立金の制度を設け、凶荒に備えることとする。   |   |
|             | 18 | 水源涵養・土砂抑止の場所は一切伐木を禁止し、所有者であろうとも私的な伐木を許可しない。村民各自が森林を保護し、互いに督責すること。                                  |   |
|             | 19 | 山林の区分を問わず良木の繁殖が期待できる場所は、衆議をもって区域を定め、用材立林と決まった際には所有者といえども私的な伐木を禁止する。                                |   |
|             | 20 | 山林保護を怠り樹木繁茂に注意しない者については、村民が互いに監責すること。  |   |
|             | 21 | 材木・白木を売却する者は、この規則を遵守する旨の証書を役場へ提出したうえで本品を取り扱う。  |   |
|             | 22 | 山林の区分や六木・雑木の別を問わず、伐出した樹木を他村へ輸出するときは、戸長役場の改刻印を受ける。本品が小さく刻印を打てないときは、所定の項目を記入した荷札に改刻印を受けること。          |   |
|             | 23 | 家作などの目的で買受けまたは伐採した六木は、村内・他村を問わず転売してはならない。  |   |
|             | 24 | 根極印を受けた後であっても、支障があつて役場より伐木を差し止められた場合には伐木することはできない。   |   |
|             | 25 | この規則に違反した者からは、過怠料を徴収する。  |   |
|             | 26 | この規則の施行後にも、衆議をもって更正・増補する場合がある。   |   |
| 山林取扱<br>議定書 | 1  | 一戸を興した際には「第一類」山林から応分の反別を付与し、「第三類」山林とする。このほか「第一類」山林について、村民は同列の権利を有する。ただし、一戸応分の反別については、衆議をもって制限を設ける。 |   |
|             | 2  | 耕地・宅地と山林を分離する場合は薪秣の源を失う。耕地・宅地を売買・質入・書入するときは、必ず山林を付帯して取引すること。                                       |   |

|            |    |   |  |
|------------|----|---|--|
|            | 3  | 「第三類」山林には甲乙があるので、今回に限り調査のうえ、薪炭・肥料が不足する者へは、衆議をもって「第一類」山林から応分の反別を供与する。                                    |  |
|            | 4  | 官民有区分のため伐木が差し止められる以前に結んだ伐木契約については無効とし、改めて刻印を受けること。  |  |
| 山林保護規則増補追則 | 27 | 山林保護規則増補のうち第14条・第15条・第16条を訂正する。   |  |
|            | 28 | 現在共有地山林に生い立っている六木の代金の分賦方法は、全村の地価金高へ5分、戸数へ5分の配当とする。  |  |
|            | 29 | 第28条の山地にかかる分賦方法は、全村の地価金高へ2.5分、反別へ2分、戸数へ2分とし、残る3分は全村の入会に供する。生い立っている六木からの収益金は、以後も全村の地価金高へ5分、戸数へ5分の配当とする。  |  |
|            | 30 | 第29条の入会部分(3分)における六木からの収益金は、地価金高へ5分、戸数へ5分の配当とする。地租および民費は、これにしたがい地価金高で5分、戸数で5分の負担とする。ただし、地所については今後も入会とする。 |  |

加子母総合事務所蔵史料 近代412・413より作成。

### 3 近代の森林管理秩序の形成

#### (1) 御山守の功績の評価

##### 内務省山林局「植樹御用掛」への就任

(66) 明治一〇年に地理寮から改称。

(67) 明治一二年〜一三年「御植

木ノ義ニ付願書留」内木家文書 B 八一―八一五。

明治一一年(二八七八)九月二五日、元御山守の内木善衛は、内務省地理局岐阜出張所へ願書を差し出しました。<sup>(67)</sup> この願書の内容を要約すると、次のようになりま

す。

御山守を拜命した私の祖父は、村人が加子母村・付知村・川上村の御菓山などにある「根木・古木・雑木」を「無代価」で利用する代わりに、藩の指示を受け、「天明八年ヨリ文政元年迄」の間、その跡地へ「檜・杉・栗・松之四品苗木総計拾九万〇八百拾七本」を植栽しました。この林は、「官林」のうちへ「御囲込」がおこなわれ、現在では「祖先之旧功」により「御山益莫太」となっています。ところが私の方は御山守を解任され、このままでは生計を立てていくのが難しい状況です。そこで「植木総計之内十分之一」を下げ渡していただきました。ひたすらお願い申し上げます。

(68)

前掲「御植木ノ義ニ付願書留」。三回目の出願の結果は明らかでないが、管見の限り、その後、本件に関する史料はみられないため、不許可になったものと推察される。

(69)

願書とは数値が一致しない。

(70)

明治一二年、地理局から山林行政が分離独立して設置。

これをみると、天明八年（一七八八）から文政元年（一八一八）までの約三〇年間に、祖先の指揮のもとで、御巢山などに植栽されたヒノキ・スギなどが約一九万本あるので、御山守を解任され生活の途を失った当家に、その一割を下付されたいと願ったことが読み取れます。プロローグで紹介したように、善衛は明治五年一月にも、手当の支給や御留木の払い下げを岐阜県へ訴えています。それと比較すると、今回の願書は「官林」に対する祖先の貢献を強調することにより、政府から救済措置を引き出そうとしている点が注目されます。

ところで善衛は、明治一〇年から同一三年まで加子母村の戸長を務めており、この期間には、戸長の通常業務に加え、「山林保護規則」などをめぐる村方騒動への対応で、多忙であったことでしょう。こうしたなかで出願を再開した背景には、同一一年における岐阜県下の官林の内務省直轄化があったものと考えられます。善衛は、交渉すべき相手が県から内務省へと替わったタイミングを見逃さず、先の願書を提出したことがうかがわれます。

しかし翌一二年三月二五日には、立木の下付は不許可となり、その後も同様の出願が繰り返されましたが、結果は変わらなかったようです。

ちなみに、善衛が右の出願の際に作成した書き上げから、植林した年月、村名、場所（御巢山など）、樹種と本数をまとめると、表1のようになります。先に引用した

### 3 近代の森林管理秩序の形成

表1 内木武信・武昭による植林

| 和暦   | 西暦   | 月  | 村        | 場所                      | 苗木の樹種と本数(本)                    |
|------|------|----|----------|-------------------------|--------------------------------|
| 天明8  | 1788 | 9  | 川上<br>川上 | 大根・長坂御栗山<br>菓乗・長坂・竿根御栗山 | ヒノキ3200、スギ160<br>ヒノキ3200、スギ160 |
| 寛政元  | 1789 | 2  | 加子母      | 尾山御栗山                   | ヒノキ1000、クリ5000                 |
|      |      | 3  | 付知       | 縦ノ木沢御栗山                 | ヒノキ4000、スギ4000、クリ4000          |
|      |      |    | 付知       | 馬小屋御栗山                  | スギ10000、クリ7141                 |
|      |      |    | 付知       | 小屋ヶ尾御栗山                 | ヒノキ2399、クリ1000、スギ1000          |
| 寛政2  | 1790 | 不明 | 付知       | 吉本御栗山                   | ヒノキ2135、スギ1500、クリ500           |
|      |      |    | 付知       | 文田御植本林                  | スギ280、クリ4250                   |
|      |      | 2  | 加子母      | 尾山御栗山                   | クリ2200、ヒノキ600                  |
|      |      |    | 付知       | 吉本御栗山                   | ヒノキ2371、クリ2396、スギ348           |
| 寛政4  | 1792 | 8  | 王滝<br>滝越 | 三浦山政(柵)小屋<br>濁川         | ヒノキ20600<br>ヒノキ17000           |
|      |      | 9  | 付知       | 縦ノ木沢御栗山                 | ヒノキ2901、スギ2366、クリ5792          |
|      |      | 2  | 加子母      | 尾山御栗山                   | クリ2550                         |
| 寛政7  | 1795 | 3  | 加子母      | 杉ヶ平御栗山                  | ヒノキ17113、クリ10000、不明800         |
|      |      | 2  | 加子母      | 杉ヶ平御栗山                  | クリ5490                         |
| 寛政11 | 1799 | 3  | 付知       | 鳥居ヶ沢・白谷                 | スギ30                           |
|      |      |    | 付知       | 滝ヶ沢御栗山                  | ヒノキ3984、スギ2937、クリ4280          |
| 寛政12 | 1800 | 3  | 付知       | 米沢御栗山                   | ヒノキ1706、スギ1088、クリ2983          |
|      |      |    | 付知       | 滝ヶ沢御栗山                  | ヒノキ・スギ・クリ4800                  |
| 文化8  | 1811 | 2  | 付知       | 御栗山ノ内下払跡苗木留植分           | ヒノキ460、スギ1485、クリ2855           |
| 文化11 | 1814 | 3  | 付知       | 縦ノ木沢御栗山                 | スギ983、クリ279                    |
| 文政元  | 1818 | 2  | 加子母      | 小屋ヶ尾御栗山                 | クリ1853、スギ334                   |
|      |      |    | 加子母      | 細野御栗山                   | スギ・クリ1701                      |
|      |      |    | 加子母      | 福崎御栗山                   | クリ・スギ1581                      |
|      |      |    | 加子母      | 尾山御栗山                   | クリ・スギ4160                      |
| 合計   |      |    |          |                         | 189074                         |

明治11年～13年「御植木ノ義ニ付願書留」(内木家文書 B81-8-5)より芳賀作成。

願書には祖父とだけありますが、この時期に御山守の職にあったのは、実際には武信(在職期間は安永四年(一七七五)八月～寛政二年(一七九九)四月)と、武昭(在職期間は寛政二年六月～文政二年正月)でした。善衛にとつては、武信が曾祖父、武昭が祖父に当たります。この表から、樹種と本数が明らかなものだけを合計すると、ヒノキが約八万三〇〇〇本(四四パーセント)ともっとも多く、続けてクリが約六万六〇〇〇本(三五パーセント)、スギが約二万七〇〇〇本(一四パーセント)でした。<sup>(69)</sup>

こうした善衛による粘り強い出願が功を奏し、先祖による植林の実績が評価されたのか、明治一三年一月二八日、善衛は内務省山林局の「植樹御用掛」に任命され、給金として一年間に三〇円が与え

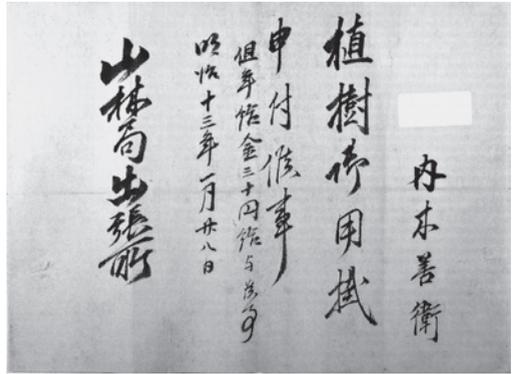


図14 植樹御用掛の任命状  
 (「(植樹御用掛任命御指令)」、内木哲朗家  
 所蔵)

られることになりました。<sup>(7)</sup> この役職の具体的な仕事内容は明らかではありませんが、こうして善衛は、かつて自分が管理していた御留<sup>おとめ</sup>山・御巢山<sup>ぐま</sup>に由来する官林の管理にも関与していくことになったのです。

### 山林共進会での受賞

明治一五年(一八八二)二月には、東京上野公園で「山林共進会<sup>さんりんきんきょうしんかい</sup>」という品評会<sup>ひんぴょうかい</sup>が開催されました。この品評会は、農商務省<sup>のうしやうむ</sup>山林局<sup>(2)</sup>が、全国的な山林の枯渴<sup>こかつ</sup>を重く見て計画したものです。山林の育成に尽力した者を褒賞<sup>ほうしょう</sup>することにより、山林の重要性を国民に周知し、樹木を大切にしようという気持ち呼び起こす、というのが山林局の意図でした。具体的には、実績のある者にその内容をまとめた調書<sup>ちょうしょ</sup>などを提出させ、これを評価しました。さらに故人<sup>こじん</sup>であっても、顕著な功労・成績があつて評判の高い者については、子孫や親族らが調書を作成し、応募することを許可しました。この結果、二四三〇点以上の調書が提出され、そのうちの五五八件が、特別一等賞と一等〜七等賞を受賞しました。<sup>(23)</sup> この内訳は、特別一等賞が一人、一等賞が一人、二等賞が九人、三等賞が一〇人、四等賞が二六人、五等賞が六三人、六等賞が九八人、七等賞が三

(7)  
 明治一三年「植樹御用掛  
 任命御指令」(内木家文書  
 B八三一六一七)。

(72) 農林業・商工業に関する行政を担当した中央官庁。明治一四年の同省新設にともない、山林局も内務省から移管。

(73) 芳賀和樹「総説」暮らしを守る森林——江戸時代からのメッセージ——徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』Ⅱ、東京堂出版、二〇一五年、四〇～四二頁。

(74) 農商務省山林局『山林共進会報告 履歴ノ部』（製紙分社、一八八三年）の冒頭にある「山林共進会授賞人員府県分一覽」。

(75) 前掲『山林共進会報告 履歴ノ部』、一二三頁。

五〇人でした。(74)

この「山林共進会」において、初代御山守の内木彦七（武益）は、内木善衛の応募によって五等賞を受賞しました。ちなみに岐阜県内では九人が入賞し、その内訳は五等賞が一人、六等賞が三人、七等賞が五人でした。

なお五等賞以上の受賞者については、その理由が具体的にわかります。武益の場合、飛驒国の者が入り込まないよう国境を管理し、尾張藩から「監守」（御山守）を命じられた結果、「益保護に心を用ひ、且数代尽力、今日の林相を見るも畢竟彦七の素志に起りたる」ためというものでした。(75)

このように武益とその志を受け継いだ歴代の尽力により豊かな山林が保護されてきたとして、御山守内木家の功績が農商務省山林局の名で認められることになったのです。

## (2) 「六木」取り締まりの強化

### 内木又六の略歴

明治中期から後期にかけての加子母村では、「山林保護規則」・同「増補」・「山林取扱方議定書」を基本的な枠組みとしつつ、「全村共有地」である村有林の保護・育成と活用が推し進められるようになりました。

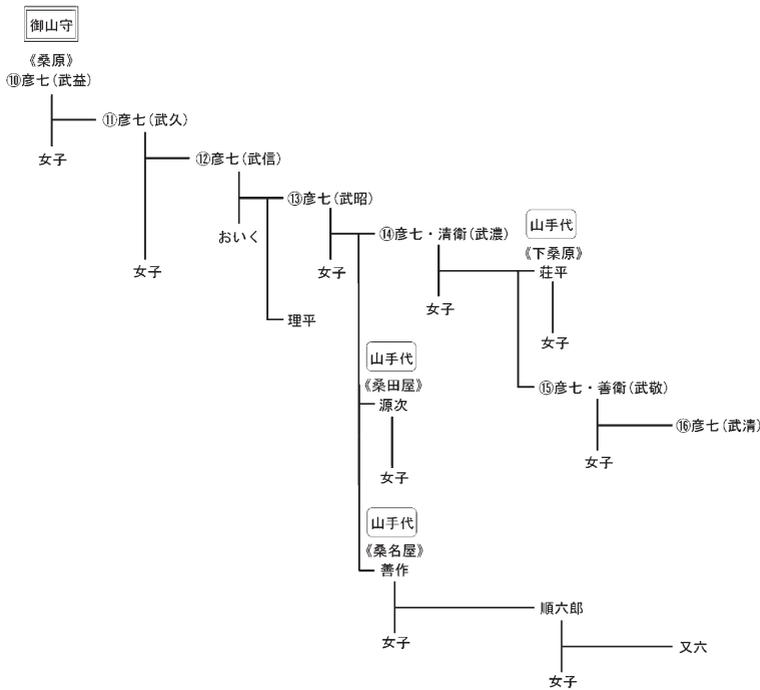
(76) 田原昇・芳賀和樹『尾張藩  
林政のなかの御山守』(徳川  
林政史研究所、二〇二一  
年)、五六～六一、六五～  
六七頁を参照。

(77) 加子母村誌編纂委員会編  
『加子母村誌』(岐阜県恵那  
郡加子母村、一九七二年)、  
二二〇～二二五頁。以下、  
内木又六とその事跡につい  
ては、とくにことわらない  
限り同書に依拠。

この時期に長らく戸長(のちに村長)を務めたのが、『桑名屋』(桑名谷)の三代当主、内木又六です。この『桑名屋』は、『桑原』の分家に当たります。初代当主である善作は、本家の第一三代当主にして四代目御山守であった内木武昭の三男で、文政七年(一八二四)には尾張藩の山手代に任命されました。<sup>(76)</sup>「山林保護規則」などをめぐる村方騒動の最中に戸長に就任した善衛からみると、又六は従兄弟(順六郎)の息子、すなわち従甥いとこおひということになります。

又六の略歴をまとめると、次のようになります。<sup>(77)</sup>

|    |       |                                       |
|----|-------|---------------------------------------|
| 嘉永 | 四年一〇月 | 《桑名屋》二代当主である内木順六郎の長男として誕生             |
| 明治 | 五年    | 加子母村にて小学校開設、教育行政の責任者として従事             |
|    | 七年    | 八月 大垣 <small>おおがき</small> の岐阜県師範学校へ入学 |
|    | 八年    | 二月 同校を卒業                              |
|    |       | 加子母村の小学校にて教育に従事(一四年四月)                |
|    | 同     | 一五年                                   |
|    | 同     | 二月 恵那郡第九学区(付知・加子母学務委員)(七月)            |
|    | 同     | 一七年                                   |
|    | 同     | 三月 加子母村の戸長(民選)に就任                     |
|    | 同     | 一〇月 同村の戸長(官選)に就任                      |
|    | 同     | 二二年                                   |
|    | 同     | 八月 町村制施行、村会にて選出され同村の村長に就任             |
| 大正 | 四年    | 二月 任期満了により村長を退任                       |



昭和五年六月死去  
同 一三年二月 惠那郡農会特別議員(昭和二年三月)

図15 御山守内木家と《桑名屋》の系図

(杉村啓治編『加子母の歴史と伝承・続編』〈加子母村教育委員会、1997年〉、152頁を参考に作成。系図の範囲は便宜的に本巻の内容に関連する範囲に限定)

これを見ると、又六は、教育行政や小学校での教育に注力し、明治一七年(一八八四)の戸長就任後は、三〇年以前にもわたって、加子母村の行政の中心にあったことがわかります。

戸長(村長)在任中には、儉約の奨励、不作に備えた米の貯蔵、村有林の継続・育成による村有財産の確立、教育施設の充実、米麦作・養蚕・畜産に関する農事改良などが進められ、明治四〇年には村政の長期計画である「村」が策定されました。これらの実績が評価されたのか、加子母村は、大正二年(一九一四)三月、内務省から「模範村」として表彰されました。



図16 旧加子母村役場(2023年9月芳賀撮影)

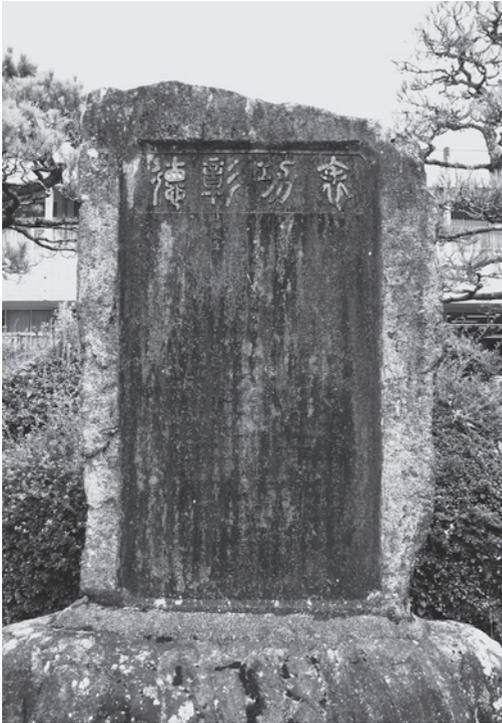


図17 内木又六の頌徳碑  
(2023年9月芳賀撮影、現在は加子母総合  
事務所構内に移転)

(78)  
前掲『加子母村誌』、二一七～二一八頁。その後、数回にわたって増改築がおこなわれた。

ちなみにこの間、明治二七年一〇月には、加子母村役場が竣工しました。村役場は、木造、瓦葺き、二階建ての洋風建築で、延坪数は七一・五坪(約二三六平方メートル)、総工費は一六二三円に及びました。

又六の死後、昭和九年(一九三四)二月には、その功績を讃える頌徳碑が村役場の構内に建てられました。碑文には、「村治ノ基礎ヲ固メ、進ンデ勤儉ヲ励行シ、貯蓄倉庫(米の備蓄用と考えられる―筆者注)ヲ創設シ、山林ヲ整理シテ、以テ村有財産ヲ確立ス」とあり、この点からも、山林が当時の加子母村にとって重要な関心事であつ

(79)  
 明治二二年四月の「岐阜県  
 町村会規則」に基づき、加  
 子母村でも村会が設置。前  
 掲『加子母村誌』、二三四  
 頁。

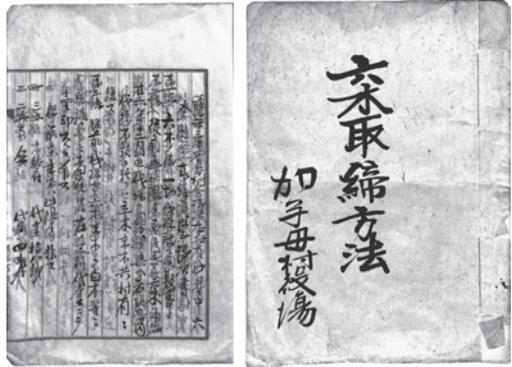


図18 「六木」取り締まりに関する改正議決書  
 (「六木取締方法」、加子母総合事務所所蔵)

たことがうかがわれます。

### 「六木」取り締まりの強化

加子母村の村会は、明治二三年(一八九〇)四月に「六木伐採規制書」を議決し、さらに翌二四年九月には「本村有財産中六木(立木及び末木共)取締方改正議決書」(以下、改正議決書)を議決しました。『加子母村誌』は、当時の様子を、「山林取締規則その他の山林保護の規定は一向に守られず、村有林は荒廢の一途をたどり、村の財政も極めて苦しかった」と説明しています。<sup>(80)</sup>

この「改正議決書」の条文を要約すると、次のようになります。<sup>(81)</sup>

#### 第一条

「六木」は一切の伐採を禁止する

#### 第二条

これまでに伐採期限を無期限として売り渡した「六木」については、明治二六年一二月を伐採期限と定め、この期限を超過した場合には、立木・末木ともに村有に復帰する

#### 第三条

これまでに伐採した「六木」の末木について、白木などのために買入りたい者がいる場合には、所定の代金にて売り渡す

#### 第四条

「六木」の伐採前には極印を受けること

(80)  
前掲『加子母村誌』、二九  
七頁。

第五条 白木を他所へ販売しようとする者は、荷造りのうえ、極印を受けてから出荷すること

(81)  
明治二四年「六木取締方法」(加子母総合事務所所蔵史料 近代 七二八)。  
第六条 極印を受けずに、立木の伐採、白木の他所販売をおこなった場合には、「相当代価」を見積もり、その五倍の金額を「過怠金」として徴収する

第七条 代金は極印を受けるまえに納入すること

これを見ると、従来「山林保護規則」第一条に基づいて村役場への届出を条件に許可されていた「六木」の伐採が、今後は一切禁止されたことがわかります。この時期には、「六木」の伐採が当初の想定を超えて進み、村有財産の減少がいよいよ危ぶまれる事態に陥っていたと考えられます。「山林保護規則増補」には、全村共有地からの年間伐木量(第二〇条)や非常事態の際の追加伐木の最大量(第二一条)、追加伐木をおこなった場合の休伐期間や植林(第二二条・第二三条)といった森林資源を活用しつつ維持していくための方針が示されていましたが、当時はこれらが十分に機能しているとはいえない状況であったのかもしれない。この改正からは、村が「六木」の保護に徹する姿勢を打ち出したことが伝わってきます。

一方で、すでに許可されていたものについては、引き続き伐採が可能でした。しかし伐採期限を無期限としていたものについては、改めて期限を設定し、これを過

きた場合にはすべて村有財産に戻ることが宣言されました。この理由は、購入手続きが済んでいるにもかかわらず、いつまでも伐採されずに林内に残されていると、売り渡したもののなか否かの管理が煩雑になり、さらに跡地<sup>あとち</sup>への植林に取りかかることもできないためと考えられます。

また、すでに伐採された「六木」の末木については、例外的に購入・利用が可能でした。いくら「六木」を保護するといっても、末木を林内に放置しては、活用できざるはずの資源をいたずらに腐朽<sup>ふきゅう</sup>させることになってしまいます。

なお第四条以降は、いずれも極印の押印に関するものであり、おおむね「山林保護規則」・同「増補」を踏襲<sup>とうしゅう</sup>しているといつてよいでしょう。四か条にわたって極印に関する手続きの徹底が強調された点からは、かえって、これまでの手続きに不備があったことをうかがわれます。

このように明治二〇年代には、村の財産である「六木」に関する取り締まりが強化され、村有林の経営は、活用よりも保護・育成に重点が置かれるようになったのです。

(82)

以下、御料林の下げ戻し運動については、下記の文献を参考にした。前掲『加子母村誌』、二二一―二二二頁。丹羽邦男「裏木曾における官林設定過程」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和四五年、一九七一年)、二三―六四頁。

(83)

明治二二年四月には、木曾地域の御料林を管理するため、岐阜町に御料局の木曾支庁が置かれた。同二四年一〇月の濃尾大地震で半壊すると、翌二五年二月、木曾支庁は名古屋市に移され、名古屋支庁と改称された。岐阜県編『岐阜県林業史』下巻(近代編)(岐阜県山林協会、一九八七年)、二四五頁。

### (3) 御料林の下げ戻し運動

#### 御料林の境界訂正願い

明治九年(一八七六)一月、加子母村にある旧明山の端山部分は、「五木」の代金を支払うことを条件に「一村総持山」として認められました。その後、村が主体となつて村有林を管理してきたことは、これまで述べてきたとおりです。

一方で、旧御留山や旧御巢山を中心とする官林の管理主体は、複雑な変遷を辿りました。当初は岐阜県に委ねられていましたが、同一一年からは内務省の直轄となり、同一四年には農商務省に移管されました。さらに同二二年になると、岐阜県・長野県にまたがる木曾地域の官林は、まとめて御料林に編入され、宮内省御料局が皇室財産として所管することになりました。

明治三〇年代前半の加子母村は、この御料林の設定に疑念を抱き、村方への下げ戻し運動を展開していきます。これは、いかなれば、御料林を村の財産であると訴え、その返却を求める運動でした。

ことの発端となつたのは、明治二九年七月八日、御料局名古屋支庁中津川出張所からの照会です。同出張所は、「木曾御料地測量」に当たり、御料林と加子母村の共有地・民有地との境界を確認するため、村へ「御立会」を依頼しました。これに

(84)  
 明治二九年～三四年「御料  
 林下戻請願二関スル書類  
 留」(加子母総合事務所蔵  
 史料 近代 四六五)。以下、  
 御料林をめぐる運動につい  
 ては、とくにことわらない  
 限り同史料に依拠。

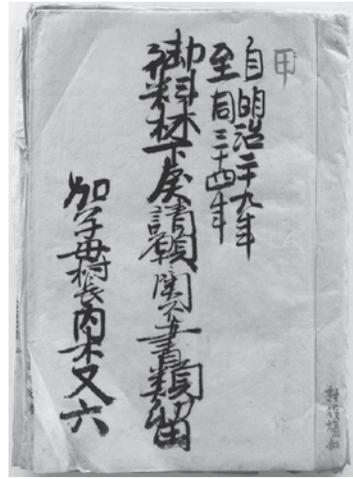


図19 「御料林下戻請願二関スル書類留」  
 (加子母総合事務所蔵)

対して村は、八月一七日の村会で、「請願ノ都合アルニ付、立会謝絶ノ事」と議決し、測量調査への立ち会いを拒否しました。そのうえで一月一三日の村会では、「現今御料地民有ニ還付及ヒ旧境界ニ引戻シ請願ヲ為スコト」とあるように、御料地の村方への返還と境界の修正を願ひ出ることを決定し、その方法などについては「村長ニ一任スルコト」で合意しました。

翌三〇年一月二六日、又六は岐阜県知事の樺山資雄へ「御料林民有御訂正願」を差し出しました。この願書は、御料林とされた字渡合などの一か所について、「曾テ地籍御調査ノ際、民有地ニ御編入相成候処、其後何之御沙汰モ無之、官林へ御編入、続テ御料林ト相成候」とし、これは「明治九年於テ御制裁有之候官民有所属確定之御主意ニモ相副ハサル義」であるため、「現今ノ官民有境界ハ実ニ誤謬ナルコト明瞭ニ付、這般更ニ御審議之上、御訂正ヲ仰ク」というものでした。つまり字渡合などの一か所は、明治九年の決定で民有地となつたはずなのに、その後、何の通達もなく官林・御料林に編入されてしまつたとして、官有地・民有地の境界の誤りを訂正するようお願い出たのです。これと併せて、又六は「御料林立木御払下ケ御停止願」を差し出し、右の請願中は、該当する御料林から立木を払

明治二九年～三四四年「御料林下戻請願記録」(加子母総合事務所所蔵史料 近代四六六)。

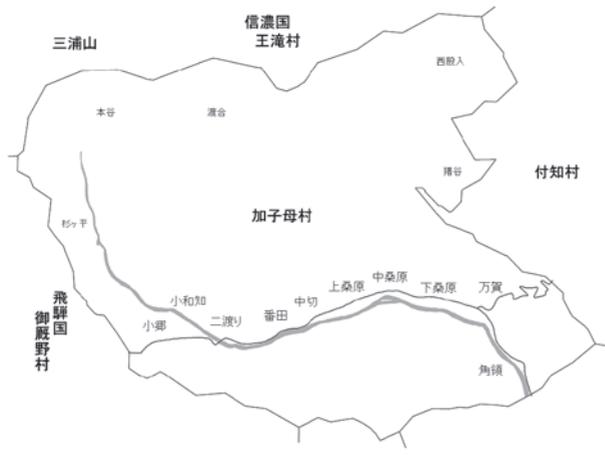


図20 加子母村の字

(太田尚宏『山村の人・家・つきあい—江戸時代の「かしも生活」①—』(徳川林政史研究所、2020年)、5頁より転載)

い下げないでほしいとも訴えました。

これに対し岐阜県は、同年三月二八日に官員を派遣して実地見分をおこない、そのうえで農商務省へ願書の内容を取り次ぎました。同省の意を受けた県は、七月、又六に証拠となる図面を持参させ、それを確認すると、八月には農商務省へ出頭するよう命じました。又六は即座に東京へと出発し、同一日に農商務省へ図面を提出するとともに請願の要旨を陳述しました。<sup>(85)</sup>

とところが翌三一年四月八日には、恵那郡役所を通じて村

役場へ通達があり、「本年農商務省令第二号及告示第六号」により「御料地三関スル民有引戻之義ハ農商務省於テ処理不相成」、「尚訂正ヲ必要トスルトキハ宮内省へ出願致可然ト存候旨」が伝えられ、請願書類も返却されました。つまり御料林の境界を訂正し、民有地に引き戻す旨の請願は農商務省では処理できないので、宮内省へ直接出願するよう命じられたのです。

これを受けた村は、形勢不利と判断したのか、「民有訂正願書返戻セラレタルニ付、本願ヲ中止セリ」とし、本件については、これ以上の出願を断念しました。<sup>(86)</sup>しかし又六

(86)  
前掲「御料林下戻請願記  
録」。

らはこれで諦めず、方針を御料林の境界訂正から立木引き渡しに変更し、御料林の下げ戻し運動を継続していきました。

### 御料林の立木引き渡し「哀願」

明治三十一年(一八九八)五月三日、又六は御料局名古屋支庁長理事種田邁へ「払下立木御引渡之義ニ付哀願」(以下、哀願)を差し出しました。この願書は、字西股入にある御料林の一区画について、明治九年の時点で立木の「御払下ヲ受ケ候事実ニ相違無之」、「代金モ上納済ミ」であると説明し、「種々ノ事情モ有之、其俣伐採延引候」と、これまで伐採に着手していなかったことを弁解したうえで、すべての立木の「御引渡」を訴えたものです。

これに対し名古屋支庁は、同三十二年四月以降、又六へ事実関係などの聴取を繰り返しましたが、すぐに結論を出すことは控えました。どうやら御料局と同名古屋支庁は、「岐阜県ノ中(仲)裁」を期待していたようです。この意向を「内聞」した又六は、恵那郡長の若林卓爾の計らいもあり、翌三十二年五月二六日には岐阜県知事の田中貴道へ、七月三〇日には若林郡長へ、「事情御憫察」のうえ御料局へ「御交渉」されたい旨の願書を差し出しました。願書を受け取った若林郡長は、一二月一日に又六を呼び出し、「兼テ御料林木下渡出願ニ付、或筋へ内密可否問合セシニ、

(87)

前掲「御料林下戻請願記録」、「御料林下戻請願ニ関スル書類留」。

関係書類送付可致旨」の通達があつたことを伝え、「哀願」をはじめとする書類の写し一式を提出するよう命じました。この「内命」を受けた又六は、同三四年二月七日、若林郡長へ書類を送付しました。<sup>(87)</sup>

その後、若林郡長や岐阜県知事により、御料局との交渉が進められました。具体的な交渉の過程は不明ですが、同三四年三月一九日には、郡長のもとへ出頭した又六に対し、「願意ハ採用不相成、サレド本件<sup>ほんけん</sup>払下代金<sup>はらいさげだいぎん</sup>ニ利子<sup>りし</sup>ヲ附シ<sup>ふ</sup>下渡<sup>さげわたし</sup>ノ趣<sup>おもむき</sup>、御料局ヨリ本県知事へ内意有之」との結果が伝えられました。つまり立木の「御引渡」については許可しないものの、立木の代金に利子を加えた金額を下げ渡す、というのが御料局の示した妥協案であつたのです。これに対し又六は、長らくの請願により経費がかさんでいるため、「少クモ六・七万円<sup>すくな</sup>円下渡<sup>しちやまんでんさげわたし</sup>相成ラザルニ於テハ承諾ナリガタシ」と返答しました。<sup>(88)</sup>

ところで、実はこの返答は、事前に用意されていたものでした。というのも又六は、その前日、郡役所への出張から戻つた梅田耕二郎から、出頭命令に加え、用向きの「概略」が伝えられていたのです。又六は「概略」を聞くと、即座に村会議員の細川清助・林末五郎・伊藤脇信と助役の内木彦七郎を村役場へ召集し、梅田と「村役場員一同」を交えて「郡長へ答申方協議」をおこないました。先の返答は、村長・村会・村役場職員の総意であつたと考えられます。<sup>(89)</sup>

(88) 前掲「御料林下戻請願記録」。

(89) 前掲「御料林下戻請願記録」。

(90)  
前掲「御料林下戻請願記  
録」。

とはいえ、この希望金額は、郡長や知事の想定よりも非常に高額であったようです。同二五日、又六は、本件の報告のために県庁へ出張していた郡長から「岐阜へコイ」との電報を受け取り、即日出立して郡長と面会しました。又六らは、若林郡長から、知事の言葉として「可成多額ノ要求ヲナスベクモ、此期ヲ失ヒテハ願人ノ不利ニ失スル慮アルヲ以テ、願望ニ充ツルコトナクモ、事成就セバ其筋ノ意ニ任スルヲ可トス」との説得を受けました。村としては多額の要求をしたところであろうが、この時機を失ってはかえって不利になる可能性があり、希望に満たなかったとしても、願いの成就を望むのならば、「其筋」の意向に従うのが良い、というのが知事の見解であったのです。又六らはこの助言を受け入れることにしたようです、若林郡長は前日に当たる三月二四日付で、村の意向もある程度汲みつつ、本件に関する正式な報告書を作成し、知事へ提出しました。<sup>(90)</sup>

若林郡長の報告書に基づき、知事と御料局との間では、最終的な落とし所を探られたようです。同三四年六月二一日、又六は出張中の若林郡長からの呼び出しに応じ、岐阜に出張しました。又六は郡長から、①字西股入にある御料林の立木は「全ク下渡サルベキ筋ノモノニ無之趣」、②「然レドモ加子母村民一同是迄御料林ニ対シ敬意ヲ表シ来リ、且従来ノ事情ヲ憫諒シ、今般特別ノ詮議ヲ以テ、宮内省ヨリ金壹万円下賜可相成内意」の二点が知事を通じて通達されたこと、これらについ

(91)

前掲「御料林下戻請願記録」。明治二九年～三四  
年「御料林下戻請願処分  
二関スル書類留」(加子母  
総合事務所所蔵史料 近代  
四六四)。

(92)

前掲「御料林下戻請願記  
録」、「御料林下戻請願処分  
二関スル書類留」。

(93)

前掲「加子母村誌」、二二  
二頁。

て「請書」を提出すべきことが伝えられました。この一報に接した又六は、下賜金額が希望を大きく下回ったためか、すぐには返答できないとの姿勢をみせましたが、郡長から「懇諭」を受け、さらには翌二二日に面会した知事からも同様の「内諭」を受けたことで最終的には承諾し、同日付で執り成しを求める「上申書」を若林郡長と川路利恭知事へ提出しました。

それから一か月後の明治三四年七月二五日、県庁への出頭を命じられた又六は、郡長とともに知事と面会し、その場で、宮内大臣子爵田中光顕の名で出された「哀願」却下の「御沙汰書」と、宮内省からの「金壹万円ノ目録」(両方とも七月五日付)を下付されました。こうして、明治二九年から五年間続いた御料林下げ戻し運動は決着を迎えたのです。

以上のように加子母村による御料林の下げ戻し運動は、当初、境界訂正願いに始まりましたが、それが認められないことがわかると、今度は立木引き渡ししの「哀願」へとかたちを変えました。最終的に「哀願」は却下されましたが、又六らによる粘り強い交渉により、下賜金一万円という結果を村にもたらすことになりました。

ちなみに、この一万円の中の半分ほどは、同村の第二小学校校舎の建築費用として活用され、残りは将来に備え、小学校基本財産として積み立てられました。

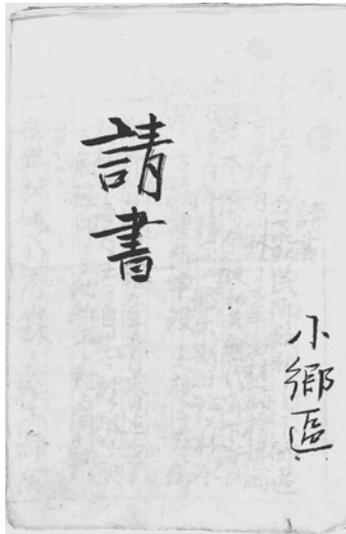


図21 加子母村小郷の「請書」  
 (「山林六木処分書類」、加子母総合事務所所蔵)

加子母村小郷の「請書」が提出されました。これによると、村有林からの搬出は、翌三九年五月末日までに完了することになっていました。搬出した木材は、毎月

- (94) 明治三八年「村会議事録」  
 (加子母総合事務所所蔵史料 近代三三二八)。
- (95) 明治三八年～大正三年「山林六木処分書類」(加子母総合事務所所蔵史料 近代三三二八)。

#### 加子母村による「御救山」

### (4) 村有林の活用と保続・育成の推進

明治三八年(一九〇五)二月二日、村会は議案第四号として「凶作二付、貧民救助方法ノ件」を、「満場一致」で原案のとおり議決しました。<sup>(94)</sup>

この議案は、同年、加子母村のうち小郷区・小和知区で「格別米不作」の事態になったことを受け、同区民のうち、とくに「県税戸数割」の「平均額以下納付者」で「口糊(ママ)凌兼候者」を支援する目的で立案されたものです。具体的な措置としては、最寄りの村有林における「先年出材跡ノ檜・樾伐株 井末木」の「無料拾ヒ取」が許可されました。<sup>(95)</sup>

つまり困窮した者が、村有林の伐採跡地に残されているヒノキ・サワラの切株や末木を無料で採取し、その販売で暮らしを維持できるようにするというのが、「救助方法」の趣旨でした。

この決定に対し、同二五日には、小郷区・小和知区の希望者から「請書」が提出されました。<sup>(96)</sup> これによると、村有林からの搬出は、翌三九年五月末日までに完了することになっていました。搬出した木材は、毎月

前掲「山林六木処分書類」。  
翌三九年四月一日にも、追  
加希望者から「請書」が提  
出された。

末日にまとめて極印を受け、極印なしで他所へ販売することは禁止されました。この点は、「山林保護規則増補」第二二条、「改正議決書」第五条に準拠した取り決めといえるでしょう。このほか「本村有山林取締」を確実に守り、万一、「御料林并二村有山林」において「不都合」なことがあれば責任をもって吟味し、どのような処置が下されても異議は唱えないことが約束されました。末尾には、右を保証する意味を込めて、小郷区惣代の中島金之助が添え書きをしています。ここでは、木材の下げ渡しを受けるからには、「一般区民於テモ精々山林取締リ上注意」し、決して不届きなことがないようにする旨が明記されました。

ところで江戸時代には、東北地方の諸藩などで、「御救山」という制度がみられました。これはおもに凶作の際、領主が領民の暮らしを支えるため、特例として藩の直轄林から木材を採取することを認めるものでした。加子母村が議決した「凶作ニ付、貧民救助方法ノ件」は、村有林を活用し、凶作に苦しむ村民を救助しようという点で、この「御救山」制度を想い起こさせます。

### 村有林造林計画の立案

明治四〇年（一九〇七）三月一三日、岐阜県第六課の鈴木憲三技師と恵那郡役所の官員が加子母村を訪れ、「村有林造林法方（ママ）」に関する「御演説」がおこなわ

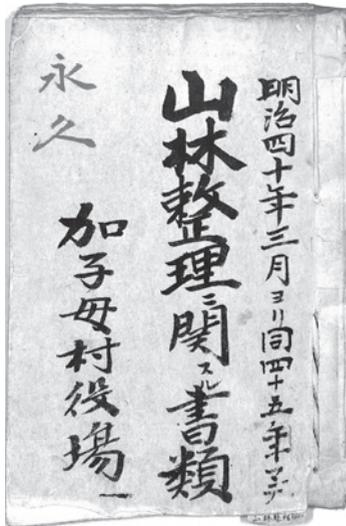


図22 「山林整理二関スル書類」  
(加子母総合事務所所蔵)

(97)  
明治四〇年～四五五年「山林整理二関スル書類」(加子母総合事務所所蔵史料 近代三八)。以下、村有林の経営については、とくに断らない限り同史料に依拠。

れました。出席者は、村会議員、区長、農会役員とそのほかの村民で、人数は五二人に及びました。(97)

同年一月二十九日には、鈴木技師から又六に宛てて、「造林費用計算方」を記した書状が送られました。これは一町歩あたりの造林費用を、「整地費」「苗代」「植付費」「下刈費」などの項目に分けて見積もり、たとえば五〇年間で必要となる費用を一〇年間の分割払いで納めさせる場合の金額などを説明したものです。

こうした鈴木技師らの勧告を受けて、明治四〇年代以降、村は村有林の計画的な造林を推し進めていきます。

まず翌四一年七月二日の村会では、「加子母村有山林処分法」、「造林費」町歩当り予算、「加子母村有山林処分二関スル経費収支方法」がまとめて議決され、その基本方針が示されました。このうち「加子母村有山林処分法」には、「村有基本財産造成」のため「適当ノ場所」を選んで造林すること(第一条)、造林樹種はヒノキやスギなどとし(第二条)、「造林経営ニ要スル費用」については「村基本財産外ノ山林ヲ売却」し、その代金を「年賦」で納めさせること(第三条)、などが定められました。

次に同四一年一月二日には、村長の内木又六が岐阜県知事の薄定吉と若林郡長へ申請書を差し出し、村内には「測量ノ心得アルモノ」がいないため、「実地測量」のために官員を派遣してほしいと願ひ出ました。最終的に、官員の派遣は実現しませんでした。村は鈴木技師から岐阜の森重吉という人物を紹介され、同四二年四月一九日付で「山林全部ノ実測ノ契約」を結びました。測量は同月二日に始まり、翌四三年二月二〇日に終了しました。

この間、同四一年二月一〇日には、村会で「山林整理委員設置規程」が決議されました。即日、選挙がおこなわれ、日下部惣十郎・田口金之助・田口幸六・伊藤協信の四人が当選し、山林整理委員として、村有林の売却や造林に関する業務を担当することになりました。

(98)  
前掲『加子母村誌』、二九  
七～三〇三頁。

こうして樹立された村有林(合計約五四〇〇町歩)の造林計画を、『加子母村誌』<sup>(98)</sup>の整理に基づいて確認してみましよう。

- ①約二七〇〇町歩 合計三万円で村民に払い下げる。代金は明治四四年から一〇年間の分割払いとする(一か年に三〇〇〇円ずつ、年利五パーセント)。

- ②約二七〇〇町歩 次のように区分して経営する。

(ア)約一二〇〇町歩 ①の払い下げ代金を資金にして、明治四四年より、村

(99)  
前掲「山林整理ニ関スル書  
類」。

が直営で造林を進める。第一期二五年、第二期二五年の二期五〇年の計画とする。

(イ)約 三〇〇町歩 天然更新に委ねる。

(ウ)約 九〇〇町歩 大正三年(一九一四)から借地料を徴収し、一定期間、村民に貸与する。薪炭林・採草地として利用し、借地料は一町歩につき一円二〇銭、貸借契約期間は四年とする。

(エ)約 三〇〇町歩 明治四四年一月の契約により、県が向こう一〇〇年間にわたって地上権を設定し、県有林として造林を進める。

これを見ると、村有林の半分を村民に払い下げること、当座の造林費用を捻出し、(ア)の約一二〇〇町歩において造林を進め、村の基本財産を確立するというのが、この計画の趣旨であったといえます。なお造林費用については、後述するような補助金の利用も想定されていました。(99) 一方で、(イ)(ウ)の合計約一二〇〇町歩については積極的に造林せず、とくにそのうちの約九〇〇町歩は村民の利用に供しました。村民はこれを「借山」と呼び、おもに薪炭林・採草地として利用し、植林する人はいなかったとされています。

(10) 前掲『岐阜県林業史』下巻  
(近代編)、八八―九二頁。

(101) この時期の公有林野政策の概要については、芳賀和樹「国有林・公有林・私有林」(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』東京堂出版、二〇一二年)、一一四―一一九頁を参照。

また(エ)の約三〇〇町歩については、岐阜県が土地を使用する権利を設定し、造林後の収益は、一定の割合で県と村が分け合うかたちになっていました。ちなみに県は、基本財産を創り出すとともに林業経営の範を県下に示すため、明治三九年五月に最初の県有林を設けました。これは県がおもに揖斐郡久瀬村にある御料林の払い下げを受けたものでした。翌四〇年、県は県有林面積の拡大を狙い、加子母村のほか、郡上郡奥明方村、大野郡山之口村でも地上権を設定しました。この三か村の県有林は、まとめて増設県有林と呼ばれ、久瀬の県有林とは区別されました。

#### 村有林造林計画の意味

岐阜県第六課鈴木技師の勧告に基づいた、加子母村における村有林造林計画の立案は、地方改良運動、公有林野の造林奨励、部落有林野統一政策といった当時の国の政策とも密接に関わっていたと考えられます。

地方改良運動は、日露戦争後の不況などを背景に、内務省によって推し進められたものです。明治四一年(一九〇八)以降に活発化し、町村の財政改良などを目的としました。この一環として、全国の部落有林野を町村有林野として統一し、町村の基本財産を確立しようという動きがみられるようになりました。

時代は遡りますが、同二二年、地方自治の基本を定めた「町村制」という法律

(102)  
山下詠子『入会林野の変容  
と現代的意義』(東京大学出  
版会、二〇一一年)、三二  
―三五頁。

が公布されると、これにもなつて全国で合併が進み、多くの新しい町村が生まれ  
ました。新しい町村では、合併前の旧村は部落として位置付けられ、旧村がもつて  
いた村持山むらもちやまなどの林野も、部落有林野と呼ばれるようになりました。内務省は、こ  
の部落有林野を新しい町村の基本財産に組み込もうとしましたが、旧村は従来の権  
利を主張して、しばしば猛反対したため、部落有林野のまま残ったところが少なく  
ありませんでした。こうした経緯から、内務省は長年の課題を解決すべく、地方改  
良運動という文脈において、再び、全国の部落有林野を町村有林野として統一する  
ことを目指したのです。

一方でこの時期には、乱伐らんぱくなどにより、部落有林野の荒廃が問題となっていまし  
た。これは治山治水ちざんちすいという側面からみても無視できず、林野行政を担当する農商務  
省にとって部落有林野の造林は差し迫さつた課題でした。

こうして、全国の部落有林野を町村有林野として統一しようとする内務省と、部  
落有林野をはじめとする公有林野で造林を進めようとする農商務省の思惑は、一点  
で交差することになりました。以後、両省の連携により、全国の部落有林野を町村  
有林野として統一し、そのうえで造林を推し進める、という部落有林野統一政策が  
実施されていったのです。<sup>(10)</sup>

まず明治四三年三月、政府は「公有林野造林奨励規則こうゆうりんやぞうりんしやうれいきぎそく」を公布しました。これ

は市町村などによる公有林野への造林に補助金を出すというものでしたが、条件によって金額に差を付けており、なかでも部落有林野を町村有林野に組み込んだ場合に、補助が最大となりました。造林補助金の支給によって、部落有林野を町村有林野に編入するよう促す、一挙両得を狙った施策です。なお同規則は、府県が市町村からの申請を受けて、年間の「造林補助額予定書」を「補助金交付規程」とともに提出するよう定めており、これに基づいて政府が府県へ補助金を交付するしくみになっていました。このため各府県は、右の規定を作成するとともに、公有林野行政を円滑に進められるよう専門部局の充実を図りました。岐阜県の場合には、七月六日に「造林補助規程」を制定しました。ちなみに岐阜県は、同三〇年四月の時点で、全国に先駆けて、林野行政に関する独立した一課として「第六課」を創設しており、翌三一年からは独自の造林補助制度を運用していました。

さらに政府は、同四三年一〇月一三日、農商務次官・内務次官の連名で、各知事へ「公有林野整理開発ニ関スル件」という通牒を發し、部落有林野統一政策を本格的に開始しました。岐阜県の場合には、この通牒の内容を、同月三一日付で各郡長へ通達しました。

ところが、こうした部落有林野統一政策は、再び旧村による激しい抵抗に遭い、政府の思うようには進みませんでした。これを受け、政府はさまざまな妥協案を

(103)

林業発達史調査会編『日本林業発達史』上巻(林野序、一九六〇年)、七〇八～七一九頁。前掲『岐阜県林業史』下巻(近代編)、五七～五九、六八～七二、九六～一〇六頁。

(104)

前掲山下『入会林野の変容と現代的意義』、三二一―三五頁。

示しましたが、大局として、部落有林野統一政策の勢いは次第に衰えていく結果となりました。<sup>(104)</sup>

右のような全国的な動向を踏まえ、先に述べた加子母村の村有林造林計画について、考えてみましょう。

同村の場合、明治九年に「一村惣持山」として村有林が成立し、その前後に定められた「山林保護規則」・同「増補」・「山林取扱方議定書」によって、早くも森林資源を活用しつつ維持していくための方針が示されていました。これらの内容をめぐって村方騒動が起こったものの、争点になったのは収益の配分や負担割合に関わる部分でした。むしろ紛争とその解決を経験したことにより、今後の村有林の活用と保続・育成について、より深いレベルで、村民の合意を得ることができていたともいえるでしょう。また同村は、明治期に入っても合併をしなかったため、部落有林野の統一をめぐる問題も生じませんでした。

岐阜県の態勢<sup>たせい</sup>をみても、すでに明治三〇年の時点で、林野行政専門の第六課を創設しており、同三一年からは、独自の造林補助制度を一〇年以上にわたって運用していました。

こうした条件が相俟<sup>あいま</sup>って、加子母村は、県・政府による造林奨励政策をスムーズに受け入れ、村民の合意のもと、速やかに村有林の造林計画を立案することができ

たものと考えられます。

以上のように明治四〇年代前半に立案された加子母村の村有林造林計画は、村の基本財産の確立を目的とし、村有林の本格的な経営を目指したものでした。県や国の意向が反映されているとはいえ、この意味は大きかったといえるでしょう。明治維新により、森林の位置付けは変化し、森林管理の主体も尾張藩から村方へと代わりました。こうしたなかで、これまで述べてきたように新たな森林管理方式をめぐる模索が続けられてきました。この村有林造林計画の立案は、村方を主体とする近代の森林管理秩序の形成という点で、加子母村の森林の歴史において画期的な出来事であったと考えられます。

## エピローグ―混乱から新たな秩序へ

本書では、加子母村を中心に、明治維新による地域の混乱の様子を解き明かすとともに、近代の森林管理の秩序が形成されていく過程を描いてきました。

明治二年（一八六九）には、各藩の直轄林が「官林」となり、政府の財産に組み込まれました。同四年の廃藩置県で名古屋藩（旧尾張藩）が解体されると、同藩が支配していた信濃国の本木曾と美濃国の裏木曾は、筑摩県と岐阜県に編入されました。ここで問題となったのが三浦山官林の帰属でした。両国の境界という条件に加え、信濃国王滝村に属しながら美濃国加子母村居住の御山守内木家が管理したという旧藩時代の経緯の複雑さが、この背景にありました。三浦山の帰属問題は、同六年にはじまり、政府、県、地元の村々を巻き込みつつ、同一一年に信濃国（筑摩県）所属ということで決着しました。さらに同年には、それまで岐阜県に委ねられていた三浦山官林の管理も内務省に直轄化され、行政区画上の所属と、官林管理上の所管の不一致も解消されることになりました。

旧藩時代における森林管理の複雑さが引き起こした問題は、三浦山の帰属争いだけではありませんでした。尾張藩の森林管理には、空間的な利益区分だけでなく、

樹種（ヒノキ・サワラ・アスヒ・コウヤマキ・ネズコの五木）による用益制限があり、後者が前者に優越するという独特な構造がみられました。五木を除いて村人の利用が許されていた明山でさえ、用益区分が不分明でした。この複雑さが、明治期に入り、森林の所有を確定する際に障害となりました。森林の所有をめぐる加子母村の官民有区分は、岐阜県・内務省の決定と村方による修正の嘆願を繰り返し、明治九年に確定しました。この際には、明山の端山という空間が、「一村総持山」(全村共有地)となりました。この前後、村は五木に槻を加えた六木をとくに重要な財産と考え、森林の活用と保続・育成に関するルールを、「取極証書」(のちに「山林保護規則」と改称)、「山林保護規則増補」などにまとめました。収益の配分や負担割合に関する条文をめくり、村方騒動が起こったものの、同一三年には和解をみました。

この間、明治五年には、それまで三浦山と濃州三ヶ村の森林管理を担ってきた内木善衛が、御山守の職を解任されました。生活の途を絶たれた善衛は、手当などを求めて県や内務省へ嘆願を繰り返した結果、同一三年には山林局の「植樹御用掛」に任命されました。これにより善衛は、自分と先祖が管理してきた御留山・御巢山などに由来する官林の管理にも関与していくことになりました。こうした御山守内木家の功績は、同一五年二月に農商務省山林局の主催で開催された「山林共進会」で評価され、入賞を果たしました。

この御山守内木家の分家である《桑名屋》の当主内木又六は、明治一七年から大正四年にかけて戸長(村長)を務め、村の基本財産を確立したとされます。又六が戸長(村長)を務めていた時代には、「山林保護規則」・同「増補」などを基本的な枠組みとしつつ、「一村総持山」である村有林の保護・育成と活用が進められるようになりしました。明治一〇年代から二〇年代初めにかけての同村では、六木の伐採が想定を超えて進んだよう、同二三年には「六木伐採規制書」が、翌二四年には「本村有財産中六木(立木及び未木共)取締方改正議決書」が村会で議決されました。この時期には六木の取り締まりが強化され、村有林の経営は、活用よりも保護・育成に重点が置かれるようになったのです。

一方で、明治三〇年代前半の村は、御料林(皇室財産となった官林)の下げ戻し運動を展開しました。これは御料林を村の財産であると訴え、その返却を求める運動でした。当初は境界訂正願いに始まりましたが、それが認められないことがわかると、立木引き渡しの「哀願」へとかたちを変えました。最終的に「哀願」は却下されましたが、同三四年、下賜金一万円という結果を村にもたらしました。

同三八年には、村会で「凶作二付、貧民救助方法ノ件」が議決されました。これは、村の財産である六木を活用し、困窮した者が、その販売で暮らしを維持できるようにと考えたものです。このように村有林を村の財産と捉え、活用していこう

とする方針は、明治四〇年代前半に立案された造林計画に、よりはつきりと表れて  
います。これは、村有林（合計約五四〇〇町歩）の半分を村民に払い下げて造林費用を  
捻り出し、約一二〇〇町歩で造林を進めるというものでした。また約九〇〇町歩  
は、薪炭林・採草地として村民の利用に供しました。この計画は、県や国の意向を  
反映しているとはいえず、村方を主体とする近代の森林管理秩序の形成という点で、  
加子母村の森林の歴史において画期的な出来事であったと考えられます。

ところで今回のブックレット執筆にあたっては、内木家で保存されてきた古文書  
のほか、中津川市加子母総合事務所に保存されていた旧加子母村の古い公文書を数  
多く利用しました。この点からも、森林の管理主体が、「尾張藩―御山守」から「加  
子母村」へと移り変わった様子をうかがうことができるのではないのでしょうか。

地域の歴史を明らかにするためには、古文書だけでなく、公文書もたいへん重要  
です。旧村役場の建物は明治二七年に竣工し、それから七〇年以上が経過した昭和  
四〇年代には、現在の庁舎が建設されました。平成一七年（二〇〇五）、加子母村が  
中津川市と合併すると、村役場は総合事務所となりました。庁舎の新築・移転と合  
併を経験しながらも、加子母では古い公文書が保存されてきたのです。現在では、  
これらが一点一点整理され、作成年代や表題などが目録にまとめられています。こ  
のように公文書を残そうとしてきた村役場・総合事務所のご努力により、貴重な公

文書から、明治維新と加子母村の森林の歴史を描くことができました。

総合事務所は、耐震の都合により、建物が取り壊されるかもしれないという話を耳にしました。この場合、現在の建物に保存されている貴重な古い公文書の行き先が気になるところです。地域の先人たちの歩みを記録している公文書が、今後も末永く確実に保存されていくことを切望しています。

末筆となりましたが、日頃から多大なご協力をいただいている史料所蔵者の内木哲朗氏とご家族の皆様、中津川市加子母総合事務所の皆様、講演会やワークショップなどで多数の貴重なご意見・ご助言をいただいている加子母地区の皆様に、心より御礼申し上げます。

(芳賀和樹)

参考文献

太田尚宏「森林をめぐる明治維新―御林から官林へ」(徳川林政史研究所編『江戸時代の古文書を読む 徳川の明治維新』東京堂出版、2011年)

太田尚宏『木曾五木』と濃州三ヶ村」(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、2018年)

太田尚宏『林政史ブックレット2 山村の人・家・つきあい―江戸時代の〃かしも生活〃①』(徳川林政史研究所、2020年)

加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』(岐阜県恵那郡加子母村、1972年)

岐阜県編『岐阜県史』通史編(近代上)(岐阜県、1980年)

岐阜県編『岐阜県史』通史編(近代中)(岐阜県、1985年)

岐阜県編『岐阜県林業史』下巻(近代編)(岐阜県山林協会、1987年)

杉村啓治編『加子母の歴史と伝承・続編』(加子母村教育委員会、1997年)

田原昇・芳賀和樹『林政史ブックレット3 尾張藩林政のなかの御山守』(徳川林政史研究所、2021年)

付知町編『付知町史』(付知町、1974年)

丹羽邦男「裏木曾における官林設定過程」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和45年度、1971年)

農商務省山林局『山林共進会報告履歴ノ部』(製紙分社、1883年)

芳賀和樹「国有林・公有林・私有林」(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』、東京堂出版、2012年)

芳賀和樹「総説 〃暮らしを守る森林〃―江戸時代からのメッセージ―」(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森

『林の江戸学』Ⅱ、東京堂出版、2015年)

芳賀和樹『林政史ブックレット1 御山守の仕事と森林コントロール』(徳川林政史研究所、2020年)

萩野敏雄『官林・官有林野の研究―その国有林前史と30年―』(日本林業調査会、2008年)

平塚正雄編、樋口好古『濃州徇行記』(大衆書房、1937年初版、1970年復刻)

山下詠子『入会林野の変容と現代的意義』(東京大学出版会、2011年)

林業発達史調査会編『日本林業発達史』上巻(林野庁、1960年)

## 執筆者紹介

おお た なおひろ

太田尚宏（「プロローグ」・「2 森林の官民有区分と歎願運動・村方騒動」の執筆を担当）

1963年東京都生まれ。東京学芸大学大学院修士課程修了。

徳川林政史研究所特任研究員・人間文化研究機構国文学研究資料館研究部准教授・駒澤大学非常勤講師。

《主要著書・論文》

『林政史ブックレット2 山村の人・家・つきあい—江戸時代の“かしも生活”①—』（徳川林政史研究所、2020年）

「〈病〉と向き合う村びとたちの知恵—ある山村の日記から」（ロバート・キャンベル編著『日本古典と感染症』角川ソフィア文庫、2021年）

は が かず き

芳賀和樹（「1 三浦山をめぐる明治維新」・「3 近代の森林管理秩序の形成」・「エピローグ」の執筆を担当）

1986年山梨県生まれ。筑波大学大学院博士後期課程修了。

徳川林政史研究所非常勤研究員・東京大学大学院農学生命科学研究科助教。

《主要著書・論文》

『林政史ブックレット1 御山守の仕事と森林コントロール』（徳川林政史研究所、2020年）

「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』（徳川林政史研究所『研究紀要』第53号〔『金鯢叢書』第46輯所収〕、2019年）

林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化8

明治維新と加子母の森林

令和6年3月31日発行

編集・発行 公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所

〒171-0031 豊島区目白3-8-11

電話 03(3950)0117

印刷・製本 株式会社 思文閣出版 印刷事業部

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075(533)6860

ISBN 978-4-88604-048-0





公益財団法人 徳川黎明会  
徳川林政史研究所